

畜産関係補助事業等の概要



佐賀県畜産課

さが畜産 GO×2プロジェクト推進委員会

佐賀県畜産技術者連盟

令和6年12月

畜産関係補助事業等の概要

こんなとき、このような事業や資金が利用できます

実施したいこと 事業や資金等を 必要とする理由		掲載ページ	土地基盤の整備等			施設の整備										
			放牧地・草地・野草地の整備	雑用水施設や耕作道の整備	排水改良等簡易な基盤整備	農地の借入	畜舎（牛舎・豚舎・鶏舎）の整備	家畜改良増殖施設の整備	ミルクングバーラーの設置	衛生管理施設の整備	放牧施設の整備	畜産物処理加工施設の整備	飼料調製貯蔵施設、飼料生産調整施設等の整備	家畜排せつ物処理施設の整備	堆肥調整・保管施設の整備	
畜産クラスター	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）	2														
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）	3-6					●	●	○	●	◎	●	●	●	●	
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）	7									牛					
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（基盤継承事業）	8					●						●			●
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（増頭奨励金（肉用牛））	9														
	国内肥料資源利用拡大対策事業（畜産環境対策総合支援事業）	10														●
施設導入	強い農業・担い手づくり交付金	-	●	●	●		●	●	○	●	◎	●	●	●		
	肥育素牛生産拡大施設等整備事業	11					◎				◎			◎		
	畜産経営体生産性向上対策（畜産ICT事業）	18					○		○							
	佐賀県産飼料増産総合対策事業	25														
	畜産近代化リース事業	38														
	畜産高度化支援リース事業	39					●						●	●	●	●
家畜導入等	肉用牛経営安定対策補完事業	15-16					◎									
	酪農経営支援総合対策事業	22					○									
	肥育素牛生産拡大支援事業	12-13														
	佐賀県肉用牛特別導入事業	14														
	乳用牛改良促進対策事業	23														
	養豚経営安定対策補完事業	24														
価格・経営安定	肉用子牛生産者補給金制度	27														
	肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）	28														
	肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）	29														
	鶏卵生産者経営安定対策事業	30														
	加工原料乳生産者補給金制度	31														
	加工原料乳生産者経営安定対策事業	32														
	配合飼料価格安定制度	33														
制度資金	畜産特別資金	34														
	農業近代化資金	35	●	●	●	●	●	●	○	●	◎	●	●	●	●	●
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	36	●	●	●	●	●	●	○	●	◎	●	●	●	●	●
	農業改良資金（新しい農業経営にチャレンジする場合）	37	●	●	●	●	●	●	○	●	◎	●	●	●	●	●
取組支援	環境負荷軽減型持続的生産支援事業	19														
	未利用資源活用対策	26														
その他	佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業	17														
	佐賀県乳用牛群検定事業	20														
	佐賀県酪農ヘルパー支援事業	21														
	死亡獣畜処理対策事業	40														
	畜産経営技術高度化推進事業（経営診断）	41														

●印はすべての畜種で実施可能です。畜種が限定されている事業等は次のとおり区分しております。 ○印は乳用牛、◎は肉用牛、

格納庫の整備	機械・機器・資材の購入						家畜の導入						価格・経営安定						その他							
	うち機械の導入と一体的な整備	未利用資源調製貯蔵施設の整備	家畜飼養管理用機械	飼料作物生産利用機械	家畜ふん尿処理機械	堆肥散布用機械	資材等の購入	乳用牛	肉用繁殖牛	受精卵（乳牛・黒毛和種）	肥育素牛	人工授精用精液	豚	価格安定補てん金の交付	経営安定補てん金の交付	経営改善・出荷奨励金	経営安定資金の借入	乳用牛群検定の実施	経営診断の受診	地域ぐるみで収益力を向上させる 新たな取組の実証	和牛改良の促進	飼料作物の作付け （環境負荷軽減に取り組む場合に限定）	エコフイードの生産拡大	死亡獣畜の搬送	酪農ヘルパーの助成	肉用牛ヘルパー組合への助成
						●														●						
		●					○	◎				□														
			●	●	●	●																				
								◎																		
	●	●			●		○	◎				□														
			◎		◎																					
			○◎																							
				●		●																				
			●	●																						
			●	●	●	●																				◎
							○																			
														○												
													□	□												
														◎												
															◎											
															□											
													△													
													○													
													○													
													●													
	●		●	●	●	●	○	◎		◎		□					牛□									
	●		●	●	●	●	○	◎		◎	※	□														
	●		●	●	●	●	○	◎		◎	※	□														
																						○◎				
																						◎				
																		○								○
																								※		
																										●

□は養豚、△は養鶏、「牛」は乳用牛及び肉用牛、※は獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）

畜産関係補助事業等一覧（目次）

畜種	事業名	概要	要
畜産クラスター	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター）の概要	地域ぐるみで収益力を向上させる取組に対して助成	1
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（調査・実証・推進事業）〔基金〕	地域ぐるみで収益力を向上させる取組や体制検討会の開催、先進地域等調査、実証等の実施の取組に対して助成	2
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）〔基金〕	畜産クラスター計画の目標達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営等の施設等の整備に対して助成	3-6
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）〔基金〕	地域の中心的な役割を担う畜産業者を営む者等が、地域ぐるみで収益力を向上させるために必要な機械装置のリース方式による導入を支援	7
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（基盤継承事業）〔基金・国庫〕	後継者不在経営体から、新規就農を希望する第三者への施設や権利の継承を支援	8
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（増頭奨励金（肉用牛））〔基金〕	畜産クラスター計画に基づき、優良な繁殖雌牛を増頭した場合に増頭実績に応じて奨励金を交付	9
	国内肥料資源利用拡大対策事業（畜産環境対策総合支援事業）〔国庫〕	家畜排泄物の地域偏在を解消する取組や高度な畜産環境対策を支援	10
肉用牛繁殖	肥育素牛生産拡大施設等整備事業	県内産肥育素牛の生産拡大を図るための施設・機械、ふん尿処理施設・機械等の整備に要する経費に対する助成	11
	肥育素牛生産拡大支援事業〔県単〕	農協が優良な繁殖雌牛を導入し、繁殖雌牛の増頭又は改良を行う農家に貸し付ける場合に導入経費の一部を助成	12-13
	佐賀県肉用牛特別導入事業〔県単〕	県の補助を受け、市町が家畜導入基金を造成し、繁殖牛を購入して、高齢者等に一定期間の貸付を行う	14
	肉用牛経営安定対策補完事業	肉専用種繁殖経営への新規参入促進、中核的担い手育成増頭推進、優良繁殖雌牛導入支援、肉用牛ヘルパー育成推進、などの取組に対する補助	15-16
	佐賀県肉用牛ゲノム育種評価支援事業〔県単〕	畜産農家が繁殖雌牛の遺伝的能力を把握するため、肉用牛ゲノム育種価（枝肉形質）の評価を依頼するのに要する経費に対する補助	17
乳用牛	畜産経営体生産性向上対策事業	省力化・生産性向上につながる機械装置（各種データ取得が可能）の導入を支援（搾乳ロボット・発情発見装置等）。	18
	環境負荷軽減型持続的生産支援事業〔国庫〕	環境軽減に取り組んでいる酪農・肉用牛の経営体に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付	19
	佐賀県乳用牛群検定事業〔県単〕	乳用牛群検定員による農家データ収集、分析指導員による集計・分析、検定成績による飼養管理指導等に対する助成	20
	佐賀県酪農ヘルパー支援事業〔県単〕	酪農ヘルパーの普及・啓発のための利用組合推進会議、活動調整会議の開催や酪農ヘルパーの出役活動等について助成	21
	酪農経営支援総合対策事業	酪農ヘルパーの利用拡大や優良乳用牛の導入、円滑な乳牛継承、暑熱対策等の生産基盤の維持・強化のための取組に対し支援	22
	乳用牛改良促進対策事業〔県単〕	高能力乳用牛の外部導入や性別別精液の利用による乳用牛群の改良促進、早期妊娠判定技術等の導入により繁殖成績を向上に対する取組に対し支援	23
養豚	養豚経営安定対策補完事業	生産コストの低減を図るために必要となる種豚の導入、飼養管理技術の向上を図るための研修会開催、先進的な取組の普及活動に対し支援する	24
飼料	佐賀県産飼料増産総合対策事業〔県単〕	自給飼料の生産・利用拡大を促進することにより、畜産農家の生産コストを低減し、経営の安定化を図るため、自給飼料の生産拡大に必要な機械等の整備に対し助成	25
	未利用資源活用対策	活用が進んでいない食品残さ等を原料としてエコフィードを増産する取り組みを支援する	26

畜種	事業名	概要	要
経営安定対策	肉用子牛生産者補給金制度	肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者補給金を交付	27
	肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）	粗収益が生産費を下回った場合に補てん金を交付	28
	肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）	粗収益が生産費を下回った場合に補てん金を交付	29
	鶏卵生産者経営安定対策事業	鶏卵価格が補てん基準価格を下回った場合に補てん金を交付 対象期間中に空舎期間を設けた生産者等に奨励金を交付	30
	加工原料乳生産者補給金制度	農林水産大臣が定める限度数量の範囲内で生産される加工原料乳について補給金を交付	31
	加工原料乳生産者経営安定対策事業	加工原料乳価格が補てん基準価格（過去3年間の平均取引価格）を下回った場合、補てん金を交付	32
	配合飼料価格安定制度	配合飼料価格が当該四半期直前1年間の配合飼料価格の平均値を上回った場合に、その上回った額を補てん金として交付	33
制度資金	畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）	負債の償還が困難な大家畜・養豚農家に対し、長期・低利の借換資金の融通	34
	農業近代化資金	畜舎の建設や肥育素牛の導入に必要な長期低利資金の融通	35
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	認定農業者の農業経営改善計画の達成に必要な長期低利資金の融通	36
	農業改良資金	農業の担い手が農業改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、新技術を導入する場合などに無利子資金の融通	37
その他	畜産近代化リース事業	畜産農家等が利用する畜産関係施設のリース	38
	畜産高度化支援リース事業	畜産農家等が利用する畜産関係施設・機械のリース	39
	死亡獣畜処理対策事業〔県単〕	死亡獣畜の処理の円滑な推進を行うため、県外の死亡獣畜処理場まで搬送する経費について補助	40
	畜産経営技術高度化推進事業〔県単〕	畜産農家の経営を改善・向上させるため、畜産コンサルタント等による経営診断の実施	41

◎参考資料

佐賀県畜産の概要	42
配合飼料価格の推移	52
畜産物（黒毛和種子牛、牛枝肉、肉豚、鶏卵）価格の推移	54
佐賀県肉用牛改良資源施設飼養 種雄牛一覧	59
高病原性鳥インフルエンザの防疫対策	60
CSF・ASFの侵入防止対策を徹底しましょう！	62
県内の空港等における海外からの口蹄疫の侵入防止対策	63
口蹄疫の発生予防・早期発見のためのパンフレット	64
ランピースキン病の発生について	69

◎畜産関係機関・団体連絡先

○ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）

【令和5年度補正予算額（所要額） 34,520百万円】

<対策のポイント>

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等に加え、経営資源を継承する取組を支援します。また、飼料増産優先枠及び省エネ優先枠を引き続き措置します。加えて、優良な繁殖雌牛への更新を加速化することで、肉用牛の生産基盤の強化を図ります。

<事業目標>

畜舎の整備や省力化機械の導入による飼養規模の拡大や飼養管理の改善を図るとともに、次のうちいずれかの目標を達成等

- 作業の外部化等による生産コストの削減（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）
- 販売額の増加（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）
- 所得の向上（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）

<事業の内容>

1. 畜産クラスター事業

（所要額）29,100百万円

① 施設整備事業

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援します。

② 機械導入事業

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。

③ 調査・実証・推進事業

収益力強化に向けた取組の効果実証に必要な調査・分析を支援します。また事業の効果を高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

④ 畜産経営基盤継承支援事業

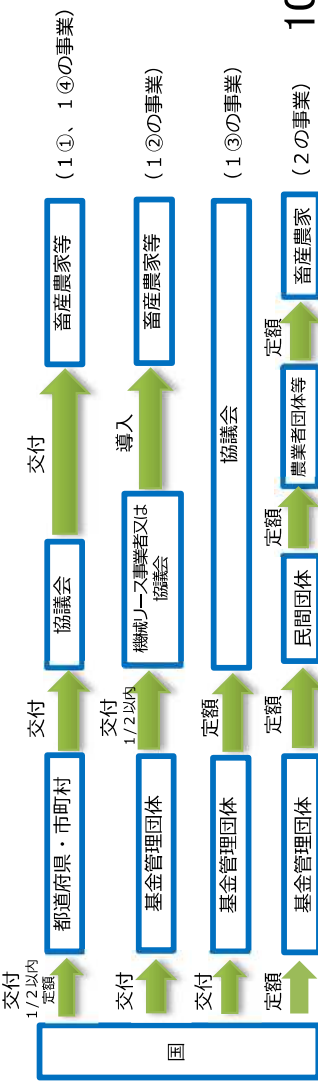
経営資源を地域の担い手に継承するため、必要な施設整備等を支援します。

2. 優良繁殖雌牛更新加速化事業

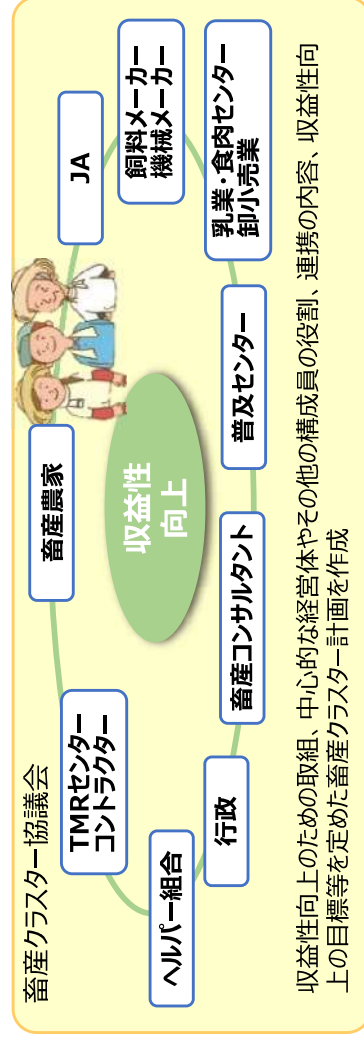
（所要額）5,420百万円

高齢の繁殖雌牛から、増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への牛群の転換を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【優先枠等】

- 中山間地域優先枠
- 輸出拡大優先枠
- 肉用牛・酪農重点化枠
- 飼料増産優先枠
- 省エネ優先枠

食料安全保障の強化を図るため、飼料増産に取組む畜産クラスター協議会を優先的に採択。省エネ優先枠は引き続き措置。



飼料収穫機械 等



「優良繁殖雌牛更新加速化事業」の交付単価

奨励金	優良な繁殖雌牛	優良な繁殖雌牛	15万円/頭
	優良な繁殖雌牛	遺伝的多様性に配慮した優良な繁殖雌牛	10万円/頭

【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局企画課（03-3501-1083）
（2の事業）畜産振興課（03-6744-2587）

(事業名) **畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（調査・実証・推進事業）〔基金〕**【畜種：全畜種】

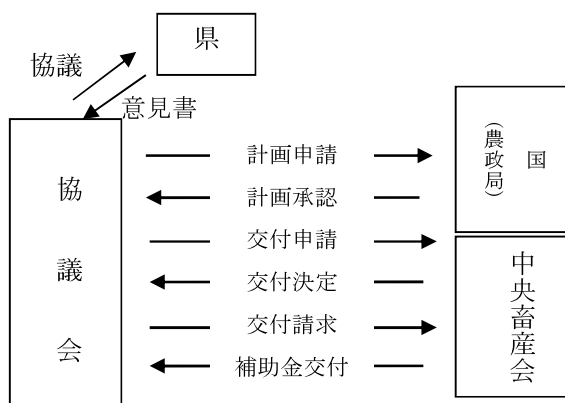
事業内容

事業区分	基金管理団体	事業の内容
畜産クラスター実証支援事業	(公社) 中央畜産会	(1) 検討会の開催 収益力向上に向けた新たな取組に関する検討会の開催 (2) 先進地域等の調査 畜産クラスターの先進地域等の調査 (3) 収益力向上に向けた取組の実証 新たな取組を実証するために行う調査、分析、製品試作、飼養試験、実証ほ場の設置等の実施

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助額
畜産クラスター実証支援事業	①交付対象者（畜産クラスター協議会） 地域の畜産関係者等が有機的に連携、強化し、収益力の向上に取り組もうとする畜産クラスター協議会 協議会には、畜産経営支援組織、畜産関連業者その他地域の関係者の中から、少なくとも2者以上が参画すること ②事業成果 事業実施計画に事業開始年度を含む4年後を目標年度とした成果目標を設定すること 成果内容は地域の収益力に関する指標又は地域の収益力向上に寄与する事項を設定すること	国：2,400千円以内 (定額1か所当たり) ※広域的な取組は3,600千円以内

手続きの流れ



要綱・要領等 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領・交付等要綱
担当窓口(問合せ先) 九州農政局生産部畜産課、県畜産課肉用牛振興担当

(事業名) **畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)**〔基金・国庫〕 【畜種：全畜種】

目的

地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営等の施設等整備に対して助成する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
施設整備事業	畜産クラスター協議会	1 増頭、増羽、生産性効率向上するための施設等の整備及び補改修：家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設、畜産物加工、展示・販売施設 2 農協が家畜飼養管理施設を整備し、農家へ貸し付け 3 2の貸し付けを行った農家への家畜の貸し付け（肉用繁殖牛、乳用牛、繁殖豚の導入）

事業採択要件等（全枠共通）

事業区分	主な採択基準	補助額
畜産競争力強化整備事業	1. 施設整備を行う場合 1) 畜産クラスター協議会で位置づけられた中心的な経営体 で以下のもの ①畜産業を営む法人経営又は事業実施から3年以内に法人になる計画を有する者 ②法人化できない理由がある農業者で以下の条件のもの ・青色申告を継続して行うもの ・45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれるもの ③農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。） ④農協、公社、特定農業団体、地方公共団体等 2) 施設等の整備に当たっては、次の要件を満たすもの ①地域における平均飼養規模、市町村計画で示された目標頭数規模又は都道府県規模水準（※繁殖雌牛12頭以上、肥育牛107頭以上等）以上に規模拡大をすること ②事業実施年度の翌年度から5年を超えない範囲内で成果目標（販売額の増加、生産コストの削減、農業所得または営業利益の増加：大規模経営は15%以上、中小規模経営は10%以上）を達成するもの 2. 家畜の貸付をおこなう場合 1) 家畜飼養管理施設の貸し付けと一体的に行うこと 2) 貸付期間は5年以内とすること	【通常枠、中山間地域優先枠、輸出拡大優先枠】 国庫：1/2 【肉酪重点化枠、飼料増産優先枠】 基金：1/2

要領・要綱等

佐賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱
 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領・交付等要綱

担当窓口(問合せ先) 県畜産課肉用牛振興担当

【各枠の主な採択基準】

1. 通常枠 前頁の事業採択要件等（全枠共通要件）のみ

2. 中山間地域優先枠

中山間地域での収益力強化に向けた取組について、優先的に採択・配分

事業採択要件等

取組内容	主 な 採 択 基 準	補助額
共通	1. 事業採択要件等（全枠共通要件）を満たすもの 2. 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」、「山村振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「半島振興法」、「離島振興法」、「旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法」に基づき指定された地域	国庫：1/2
個別経営が行う施設整備	○総事業費2億円以下で①～⑦のいずれかの取組を行なうこと ①放牧、②飼料生産又は生産された飼料の利用、③耕種農家への堆肥供給、耕種農家からの飼料米や稲わらなどの受け入れ等、耕畜連携の取組を行うこと、 ④畜産物の高付加価値化、⑤ほ育・育成、繁殖、飼料生産等の作業の外部位、 ⑥後継者が確保されており、当該後継者が5年以内に経営継承等することが確実と見込まれること ⑦中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑（放牧地を含む）のいずれかを継承すること（賃貸借による利用を含む）	
共同利用する拠点の施設整備	○総事業費が2億円以下で①～②のいずれかに該当すること ①CS、CBS等を施設整備する場合は、利用者の過半数が中山間地域に存すること ②TMRセンターやコントラクター等を整備する場合は、当該施設で取り扱う飼料の過半が整備する中山間地域等で生産されること	

3. 輸出拡大優先枠

輸出拡大に係る具体的な計画を有している取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分

事業採択要件等

取組内容	主 な 採 択 基 準	補助額
個別経営等が行う施設整備	1. 事業採択要件等（全枠共通要件）を満たすもの 2. ①～③のすべての要件を満たすもの ①畜産クラスター協議会の構成員が生産する畜産物(当該畜産物の加工品等を含む。以下同じ。)の輸出に取り組む事業者が、畜産クラスター協議会の構成員として参画していること ②輸出計画を踏まえた生産拡大計画を有すること ③日本畜産物輸出促進協議会が推奨する畜種別統一ロゴマーク等を活用すること	国庫：1/2

4. 肉用牛・酪農重点化枠

調査・実証・推進事業に取組む場合、施設整備、機械導入等を一体的に支援

事業採択要件等

取組内容	主な採択基準	補助額
施設整備、実証調査、機械導入を一体的にすること	1. 事業採択要件等（全枠共通要件）を満たすもの 2. 現状いずれかの取組が行なわれていること 1) 肉用牛では①～⑩のうち4つ以上取り組んでいること ①飼料生産外部化、②ほ育・育成外部化、③繁殖・分娩管理外部化、④繁殖肥育地域内一貫生産、⑤放牧、⑥F1 を利用した一産取り肥育、⑦省力化機械普及・定着、⑧衛生管理・暑熱対策等適切な飼養管理、⑨耕畜連携、⑩継続的な研修生受入れ 2) 酪農では①～⑪のうち4つ以上取り組んでいること ①共用期間延長、②育成牛確保、③牛群検定加入、④飼養管理技術改善、⑤性別別精液（受精卵）活用、⑥飼料生産外部化、⑦ほ育・育成外部化、⑧省力化機械普及・定着、⑨衛生管理・暑熱対策等適切な飼養管理、⑩耕畜連携、⑪継続的な研修生受入れ 3. 事業実施後5年以内に以下の目標を設定すること 1) 肉用牛：飼養頭数の5%以上増加及び①～③いずれかを選択 ①繁殖雌牛1頭当たり年間子牛出荷頭数を0.9頭以上増加、②肥育牛出荷月齢の3%以上短縮、③中心的な経営体の収益性15%向上 2) 乳用牛：生乳生産量を4%以上増加及び①～③いずれかを選択 ①共用期間が県平均の4%以上向上、②育成牛飼養頭数割合が県割合より4%向上、③中心的な経営体の収益性15%向上	基金：1/2

5. 飼料増産優先枠

飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会が実施する施設整備及び機械導入を支援

事業採択要件等

取組内容	主な採択基準	補助額
施設整備、機械導入	1. 事業採択要件等（全枠共通要件）を満たすもの 2. ①～②のすべての要件を満たすもの ①畜産クラスター協議会の中心的な経営体が国産飼料の給与量を増やすための自給飼料生産量の拡大又は国産飼料利用数量の拡大に取り組むため、飼料増産計画を作成し、その計画の達成に向けた取組を行うこと ②給与飼料のうち国産飼料の給与割合を34%以上（放牧に取り組む場合にあつては、放牧地面積を1頭当たり50アール以上）とする成果目標を設定するものとし、国産飼料の利用量及び成果目標の国産飼料の給与割合は、現状値を下回らないものとする	基金：1/2

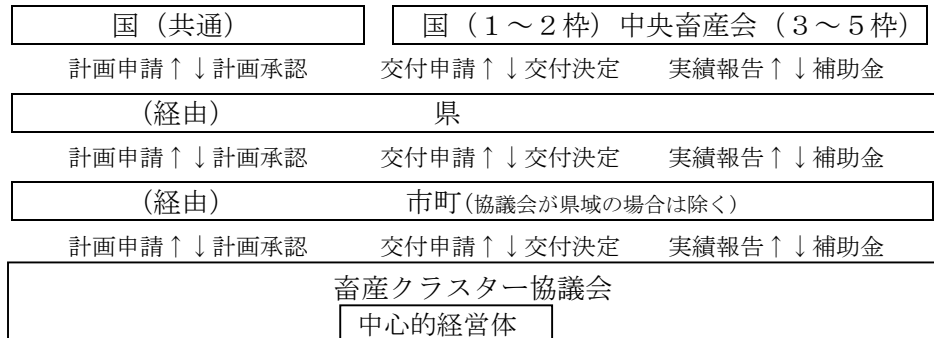
6. 省エネ優先枠

生産コスト抑制を通じた生産基盤の維持・拡大に取り組む畜産クラスター協議会が実施する電力使用量の削減等に資する省エネ機器の導入を支援

事業採択要件等

取組内容	主 な 採 択 基 準	補助額
施設整備、機械導入	1. 事業採択要件等（全枠共通要件）を満たすもの 2. 取組に必要な機械導入に限り支援対象とする 補助対象機械装置については、①畜舎温度制御機械装置、②省エネ・電力安定供給のための機械装置、③搾乳関係機械装置とし、別紙2の別表1は適用しない。 なお、バルククーラーについては、ヒートポンプと一体的に導入する場合に限る。 ただし、バルククーラー単独での成果目標を達成できる場合についてはこの限りではない。 3. 本事業の成果目標は、導入する機械装置に関連する電力使用量又は燃料使用量の5%以上の削減を設定するものとし、別紙2の第8の2の成果目標は適用しない	基金：1/2

手続きの流れ



(事業名) **畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）〔基金〕** 【畜種：全畜種】

目的

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体である畜産業を営む者等における収益性の向上のために必要な機械装置のリース方式による導入を支援する。

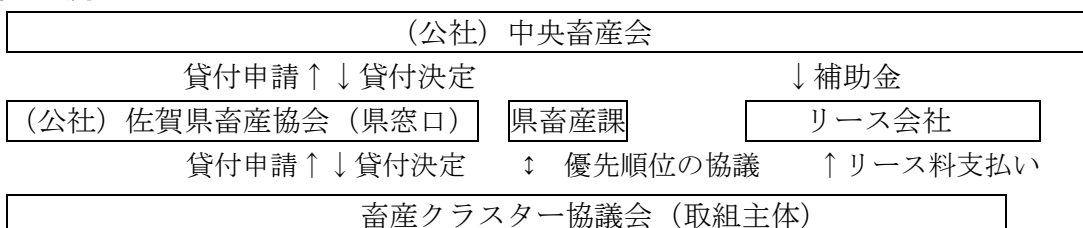
事業内容

事業区分	基金管理団体	事業の内容
1 畜産経営強化支援事業	(公社) 中央畜産会	1 畜産経営の収益性の向上に必要な機械装置のリース導入 (生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出、飼料自給率の向上等) 2 飼料自給率の向上及び経営の高度化に必要な機械装置のリース導入

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助率
1 畜産経営強化支援事業	<p>取組主体は畜産クラスター計画において中心的な経営体と位置づけられた(1)のいずれかに該当する者であって、(2)の要件のいずれかを満たす者。</p> <p>(1) 取組主体の対象者 畜産業を営む者（法人化しているものを除く）、農協、農協連合会、公社、土地改良区、農事組合法人、株式会社（農協等又は畜産を営む農家等が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式会社の総数の過半数であって農業を主たる事業として営むもの又は農地保有適格法人に限る）、公益社団法人、特定農業者団体、3戸以上からなる農業者団体、コントラクター等</p> <p>(2) 取組主体の要件 ①認定農業者又は認定就農者 ②①に該当する2者以上で構成する集団 ③農協、農協連合会、公社等（自ら家畜の飼養及び飼料の生産を行う場合（委託を含む）に限る） ④飼料生産組織であって、導入した機械装置を用いることにより次のアからウのいずれかに取り組む者 ア 作業の受託面積を目標年度までに10ha以上拡大すること イ 目標年度までに、収穫量を概ね10%以上増加させること ウ 調整される混合飼料等については、目標年度までに受益者全体の飼料自給率の値が、一定の値以上増加すること</p> <p>(3) 成果目標（事業実施年度の翌年度） 販売額の増加、生産コストの削減、農業所得又は営業利益の増加 ※大規模経営（8%以上）、中小規模経営（5%以上）</p>	1/2

手続きの流れ



要領・要綱等 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領・交付等要綱
 担当窓口(問合せ先) (公社) 佐賀県畜産協会、県畜産課肉用牛振興担当

(事業名) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(基盤継承事業)〔基金・国庫〕 【畜種:全畜種】

目的

地域内の経営資源を有効活用するとともに新規就農者の就農時の設備投資費の負担軽減を図るため、畜産クラスター計画に位置づけられた子等の後継者が不在である経営体(後継者不在経営体)から第三者(経営継承者)への施設や権利の継承を支援する。

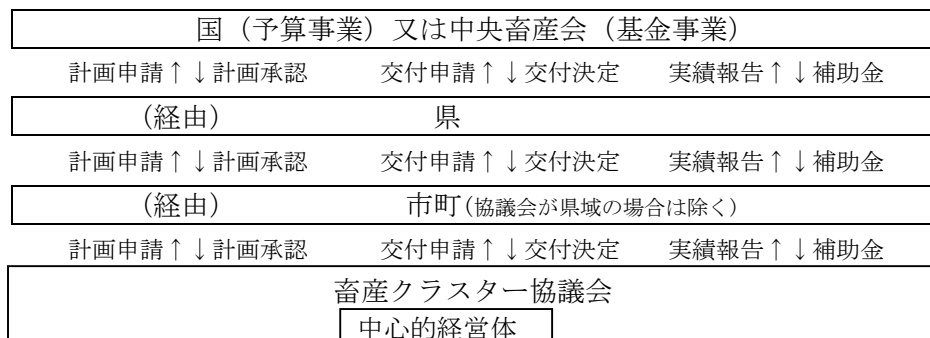
事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
畜産経営基盤継承支援事業	協議会	1 協議会が行う、後継者不在経営体の経営資源(畜舎等施設及び施設用地等)を新規就農者・雇用労働者等の第三者(経営継承者)に円滑に継承するための権利調整等の取組支援 ※第3者:経営主の親、子兄弟姉妹及び配偶者以外の者
2 施設整備事業		2 後継者不在経営体の施設を経営継承者が良好な経営資源として活用可能な状態で継承するために必要な当該施設の補改修の取組

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助率等
1 推進事業	【クラスター計画での位置づけ】 事業申請時にクラスター計画に後継者不在経営体及び経営継承者を位置づけ、事業実施年度の翌年度から5年以内に後継者不在経営体から経営継承者へ経営資源等を継承する	定額、100万円以内
2 施設整備事業	【取組対象】 後継者不在経営体の施設を経営継承者が良好な経営資源として活用可能な状態で継承するために必要な家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設及び自給飼料関連施設の補改修に限る 【成果目標】 目標年度までに収益を10%以上向上し、経営継承者に経営資源を継承する	国庫:基金、1/2

手続きの流れ



要領・要綱等

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領・交付等要綱
担当窓口(問合せ先) (公社)佐賀県畜産協会、県畜産課肉用牛振興担当

(事業名) **畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(優良繁殖雌牛更新加速化事業)**〔基金〕 【畜種:肉用子牛】

事業実施期間:令和6年度～

目的

肉用牛の生産基盤の強化のため、畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新した場合に更新実績に応じた奨励金を交付する。

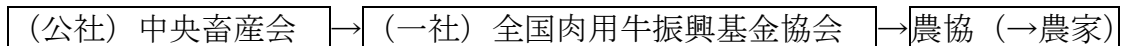
事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
優良繁殖雌牛更新加速化事業	畜産クラスター協議会	生産者が高齢の繁殖牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合に、更新実績に応じた奨励金を交付

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助率
優良繁殖雌牛更新加速化事業	<p>【交付対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産クラスター計画に位置付けられた取組主体の構成員(畜産農家等) 肉用子牛生産者補給金契約者であること <p>【交付対象頭数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼養者が期首(1月1日)以前から飼養している繁殖雌牛のうち、期首から期末(12月31日)の間に出荷した満120か月齢以上の繁殖雌牛の頭数 1対象者当たり25頭を上限 <p>【交付対象牛の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 繁殖目的に飼養されている和牛(交雑種は不可) 期末時点で満9ヶ月齢以上かつ導入時点で満14ヶ月齢未満。ただし初妊牛を導入する場合は14ヶ月齢以上の雌牛も対象。 枝肉重量、ばらの厚さ、ロース芯面積、歩留基準値、皮下脂肪厚及び脂肪交雑のうち2つ以上の形質の育種価が当県及び対象牛が生産された都道府県等において上位1/2以上 ※1 繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛(愛之国など101種類)を父牛としないこと ※2 <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3年後に交付対象者ごとに「繁殖雌牛の平均月齢の5%以上の低下」「繁殖雌牛の平均月齢の4か月齢以上の低下」のうちいずれか1つを成果目標として設定 	国:一頭当たり 10万円※1 15万円※2

奨励金の流れ



要領・要綱等 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領・交付等要綱
 担当窓口(問合せ先) (公社)佐賀県畜産協会、県畜産課肉用牛振興担当

(事業名) **国内肥料資源利用拡大対策事業(うち畜産環境対策総合支援事業)**〔国庫〕 【畜種:全畜種】

事業実施期間: 令和5年度補正

目的

国内資源由来肥料の活用を進める取組を実施するため、好気性強制発酵による堆肥の高品質化やペレット化による広域流通のための取組、畜産経営から発生する悪臭の防止や排水の水質改善をさらに進めるための高度な畜産環境対策を実施する取組に対して助成する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
畜産堆肥流通体制支援事業	民間団体等	畜産農家等が高品質堆肥の流通等に取り組むにあたっての現状や課題を分析・把握するためのコンサルタントによる改善指導等を行う取り組みを支援(全国段階での推進活動)
【畜産農家向け】 ① 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業(ソフト) ② 畜産・土づくり施設等導入支援事業(ハード) ③ 畜産環境関連施設等導入支援事業(ハード)	畜産を営む者の他、地方公共団体、外部支援組織(コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等)、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会(計3者以上)	① 堆肥及び液肥ニーズの把握や生産方法の検討、販売促進、ブランド化を図るための協議会の取組や堆肥及び液肥の成分分析、クロピラリド検査体制の構築、堆肥造粒機械等の導入に対する支援 ② 堆肥等の高品質化、堆肥のペレット化等の整備又は補改修、機械導入(堆肥化処理施設、液肥化処理施設、衛生対策設備等の整備又は補改修)(施設と一体的に整備する機械(堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車(特装))、施設の整備又は補改修に伴う、既存施設又は設備の撤去又は原状回復、焼却ボイラー施設の整備等)、堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費に対する支援 ③ 高度な畜産環境対策を実施するための施設の整備又は補改修に対する支援(脱臭施設、汚水処理施設等)

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助額
畜産環境対策総合支援事業	【①～③】 ・事業実施計画と整合の取れた定量的な成果目標を設定する。 家畜排せつ物を原料とする堆肥又は液肥の生産量に占める販売量も若しくは肥料業者への販売量の割合を10ポイント以上増加、事業場との敷地境界線上の臭気指数の11%以上の低減、事業場排水1L当たりの硝酸性窒素等の20%以上の低減)など。(※取組により異なる)	①定額、1/2以内 ②1/2以内、定額(15千円/t以内) ③1/2以内 ※上限事業費有

手続きの流れ

協議会 ⇄ 市町 (※協議会が県域の場合は除く) ⇄ 県 ⇄ 国

要領・要綱等

国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領

担当窓口(問合せ先)

県畜産課酪農・中小家畜振興担当

(事業名) **肥育素牛生産拡大施設等整備事業** 【畜種: 肉用子牛】

事業実施期間: 令和5年度～令和8年度

事業の目的

本県農畜産物のトップブランドである佐賀牛の維持・発展に資するため、県産肥育素牛の生産拡大に必要な施設・機械等の整備に対し助成する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
(1)畜産競争力強化対策 (2)肥育素牛生産拡大対策 (3)飼養環境改善対策	(1)畜産・収益力強化整備等特別対策事業の採択要件を満たす者 (2)、(3)肥育素牛の生産拡大に取り組む農業者(肥育素牛生産者)と耕種農家が組織する団体等	繁殖農家等の規模拡大や飼養環境改善のために必要な施設等の整備に対し補助する。 (1)繁殖牛舎、堆肥舎等ふん尿処理施設・機械 (2)省力化機械・装置 (3)生産性向上を図るための機械・装置(発情発見システム、細霧装置など) (4)放牧施設 (5)堆肥舎の増設・プロアの設定

事業採択要件等

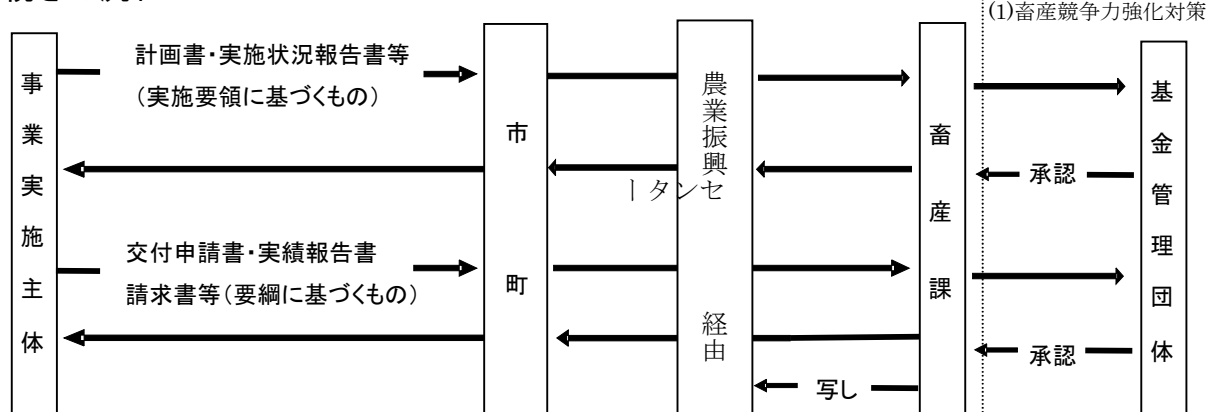
事業区分	主な採択基準	補助率
(1)畜産競争力強化対策	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業要綱等に基づく。	基金管理団体1/2以内、県1/10以内、市町1/10以上
(2)肥育素牛生産拡大対策	①事業完了後3年以内に目標頭数まで増頭すること。 ②放牧の場合は、0.3ha以上/頭の放牧面積を確保すること。 ③堆肥の利用計画が策定され、耕畜連携に取り組むこと。	県1/3以内、市町1/10以上 (中山間地域に整備する場合は県4/10以内) 1事業主体あたり補助限度額は、増頭1頭あたり277,000円(税抜) (中山間地域では、1頭あたり333,000円(税抜))
(3)飼養環境改善対策	①事業完了後3年間、事業実施前年度の繁殖雌牛の頭数を維持すること。 ②放牧の場合は、0.3ha以上/頭の放牧面積を確保すること。 ③堆肥の利用計画が策定され、耕畜連携に取り組むこと。	県1/3以内、市町1/10以上 (中山間地域に整備する場合は県4/10以内) 1事業主体あたり補助限度額は、既存繁殖雌牛1頭あたり178,000円(税抜) (中山間地域では、1頭あたり214,000円(税抜))

県予算額等(令和6年度)

(単位: 千円)

事業費	事業費内訳			県予算額
	国庫(基金)	県費	その他	
24,747	0	7,862	16,885	7,863

手続きの流れ



要領・要綱等

肥育素牛生産拡大施設等整備事業補助金交付要綱・実施要領
畜産・収益力強化整備等特別対策事業実施要領・交付等要綱

担当窓口(問合せ先)

県畜産課肉用牛振興担当

(事業名) **肥育素牛生産拡大支援事業〔県単〕** 【畜種:肉用子牛】

事業実施期間：平成28年度～令和8年度

事業の目的

繁殖雌牛の増頭や改良に対する取組を推進することにより、肉質や増体に優れた肥育素牛の確保・拡大を目指す。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
肥育素牛生産 拡大支援事業	農業協同組合	①農業協同組合等が繁殖雌牛を購入し、農家に対して貸し付ける場合、②農協自らが飼養する場合又は③農協が農家の飼養する繁殖雌牛に優良な受精卵の移植を行う取組に対し助成する場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助率
(1)増頭対策 (2)改良対策 (3)更新加速化対策 (4)受精卵供給基盤対策	<p>【対象家畜】 繁殖用に供する黒毛和種の肉用繁殖雌牛で、子牛登記証明書又は登録証明書を有すること</p> <p>【対象家畜の財産処分制限期間】 育成雌牛（6か月齢以上12か月齢未満）：5年間 成雌牛（12か月齢以上72か月齢未満）：3年間 ※ただし(4)については育成雌牛のみ</p> <p>【能力要件】 (1), (2), (3)：本牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価^(注)が、上位4分の1以内（本牛の育種価が判明していない場合は、父牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価が上位1/4以内） (4)：次の①又は②を満たすこと。 ①本牛の育種価について、脂肪交雑基準値の育種価が上位1/4以内かつ枝肉重量又はロース芯面積の育種価が上位1/4以内であること。本牛の育種価が判明していない場合にあっては、父牛の育種価について、脂肪交雑基準値の育種価が上位1/4以内かつ枝肉重量又はロース芯面積の育種価が上位1/4以内であること。 ②佐賀県和牛改良検討会会長が対象牛として認めたもの。 (注) 育種価は期待育種価、ゲノム育種価を含む。</p> <p>【飼養者の要件】 (1)：農協が牛を貸付対象者に貸し付け、貸付対象者が飼養する。 農協が牛を自ら飼養する。 (2)：農協が牛を貸付対象者に貸し付け、貸付対象者が飼養する。 (3)：貸付対象者が対象となる牛を淘汰して、農協が牛を貸付対象者に貸し付け、貸付対象者が飼養する。 (4)：農協が牛を自ら飼養する。</p> <p>【その他要件】 (1)：農家毎の繁殖雌牛の期首と期末の頭数を比較し、本事業により増えた頭数分を補助対象とする。</p>	<p>(1) 導入経費の4/10以内 (上限280千円/頭)</p> <p>(2) 導入経費の1/6以内 (上限116千円/頭)</p> <p>(3) 導入経費の3/10以内 (上限210千円/頭)</p> <p>(4) 補助対象経費の1/2以内 (1事業実施主体当たり10,000千円を上限)</p>

	<p>(3) : 淘汰の対象となる牛の要件は次の①から④のとおりとする。</p> <p>①貸付対象者が当該年度の期首（4月1日）以前から飼養しており、繁殖用に供している黒毛和種の繁殖雌牛で、血統登録書を有すること。</p> <p>②牛の月齢は期首時点で120か月齢以上であること。</p> <p>③淘汰の期間：当該年度の期首（4月1日）以降から補助事業完了日まで</p> <p>④淘汰の方法：市場出荷、と畜出荷、家畜商への販売</p> <p>(4) : ・佐賀県が行う和牛改良の取組に協力すること。</p> <p>・「肥育素牛生産拡大支援事業のうち受精卵供給基盤対策に係る受精卵取扱要領」の規定を遵守すること。</p> <p>・他の対策と補助金の重複が無いこと</p>	
(5) 受精卵移植推進対策	<p>【移植対象家畜】 黒毛和種の肉用繁殖雌牛で血統登録書を有すること</p> <p>【移植する受精卵の要件】</p> <p>①能力要件は受精卵の父牛の育種価について、父牛の枝肉重量又は脂肪交雑基準値が上位1/4以内であること。</p> <p>②受精卵購入を伴う場合は、移植日から過去1年以内に購入した受精卵であること</p> <p>【飼養者の要件】 農家及び法人</p>	農家の飼養する繁殖雌牛に受精卵を移植した回数に1回あたり10,000円を乗じた額。なお、受精卵購入を伴う移植の場合は、移植した回数に1回あたり30,000円を乗じた額。

これまでの事業実績

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
増頭対策	64	72	71	114	357	471	478	330	309	208	136	169
改良対策	30	21	29	21	23	4	13	17	23	29	16	9
更新加速化対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
受精卵供給基盤対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
受精卵移植推進対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	94	93	100	135	387	493	495	352	332	237	154	187

補助金等の流れ

県 → 農協

要領・要綱等

肥育素牛生産拡大支援事業費補助金交付要綱・事務取扱要領

担当窓口(問合せ先)

県畜産課肉用牛振興担当

(事業名) **佐賀県肉用牛特別導入事業〔県単〕** 【畜種:肉用子牛】

事業実施期間：平成18年度～

事業の目的

市町が繁殖雌牛を計画的に購入し、高齢者等に一定期間の貸付を行うことにより、肉用牛経営の基盤強化、肉用牛の資源確保等を図る。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
肉用牛特別導入事業	市町	県の補助を受け、市町が造成した家畜導入基金により、繁殖牛を購入し高齢者等に一定期間貸付を行う。 基金造成市町（6市町）：多久市、唐津市、伊万里市、有田町、武雄市、鹿島市

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	基金の取崩し上限額等
肉用牛特別導入事業	貸付対象者：以下のいずれかに該当する者 ①農業に従事している満60歳以上の者 ②農業経営において基幹的役割を果たす者が一定期間出稼ぎ等により農作業に従事できない農家の世帯に属し成年に達している者 ③振興山村指定区域居住者 ④過疎地域居住者 ⑤離島振興対策実施地域居住者 ⑥新規参入者（開始から5年間導入可） 事業対象牛：繁殖用に供する黒毛和種の肉用繁殖雌牛で、子牛登記証明書又は登録証明書を有しており、次のいずれかに該当するもの。 (1)育成雌牛（4か月齢以上18か月齢未満） (2)成雌牛（18か月齢以上4才未満）	基金の取崩し上限額： 1頭あたり710千円 (令和6年度分の導入に適用。ただし、導入対象者の経営状況等を考慮し市町が認めた場合は、上限額によらず取崩しできるものとする) 対象家畜の貸付期間：貸し付けた日から起算して次の期間とする。 (1)育成雌牛 5年間 (2)成雌牛 3年間

県予算額等(平成18年度～)

事業費	事業費内訳			県予算額
	国庫	県費	その他	
(6市町において基金造成済み)	—	—	—	

(単位：千円)

要領・要綱等

佐賀県肉用牛特別導入事業費補助金交付要綱

佐賀県肉用牛特別導入事業実施要領

佐賀県肉用牛特別導入事業実施基準

担当窓口(問合せ先)

県畜産課肉用牛振興担当

(事業名) **肉用牛経営安定対策補完事業 (遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保)** 【畜種: 肉用子牛】

事業実施期間: 令和6年度

事業の目的

地域の肉用牛改良に必要な遺伝的多様性に配慮した血統の繁殖雌牛の導入を支援する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保	生産者集団等	地域において多様な系統群の確保による改良基盤の強化を推進するため、導入計画に基づき、生産者集団等が次の取り組みを行う場合に奨励金を交付 (1) 雌牛を購入し、一定期間自ら飼養する場合 (2) 雌牛を購入し、農業者、公共牧場、農事組合法人を営む農業生産法人に対し、一定期間貸し付ける場合

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助額
優良繁殖雌牛導入支援	<p>【交付対象牛】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の交付を受けていないこと。 登録団体が行う登録または登記を受けた肉専用種の雌牛。 父牛又は母牛の育種価の形質の1つが上位1/2以内の雌牛であること。 県要領に定める利用上位の種雄牛(紀多福など15種類)以外の種雄牛を父とする雌牛の場合(60千円)※1 県要領に定める利用上位の種雄牛(紀多福など15種類)及び繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛(愛之国など101種類)以外の種雄牛を父とする場合(90千円)※2 <p>【貸付期間】 購入後48か月以上とする。</p>	国: 1頭当たり 60千円以内※1 90千円以内※2

県内での実施予定額(令和6年度)

(単位: 千円)

事業費	事業費内訳		備考
	国庫等	その他	
-	-	-	未定

補助金等の流れ

(独)農畜産業振興機構 → (公社)佐賀県畜産協会 → 生産者集団等 (→農家)

要領・要綱等

佐賀県地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業実施要領

担当窓口(問合せ先)

(公社)佐賀県畜産協会経営支援課、県畜産課肉用牛振興担当

(事業名) **肉用牛経営安定対策補完事業(肉用牛ヘルパー推進)** 【畜種:肉用子牛】

事業実施期間：令和6年度

事業の目的

今後の肉用牛生産基盤の強化を推進するため、肉用牛ヘルパー利用組合の活動に対し補助する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
肉用牛ヘルパー推進	生産者集団等	肉用牛ヘルパー利用組合が実施する肉用牛ヘルパー活動の組織化、修会等の開催、要員確保、肉用牛ヘルパーの出役調整、ヘルパー活動に必要な機器の借上、傷害保険等の加入促進、傷病時等の際の肉用牛ヘルパー利用促進

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助率
肉用牛ヘルパー推進	肉用牛ヘルパー利用組合は、農協、農協連、農事組合法人、一般社団法人等若しくは知事が適当と認めるその他の法人又は農業者の組織する団体であること。	国：1/2 以内

県内での実施予定額(令和6年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳		備考
	国庫等	その他	
-	-	-	未定

補助金等の流れ

(独)農畜産業振興機構 → (公社)佐賀県畜産協会 → 生産者集団等

要領・要綱等

佐賀県地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業実施要領

担当窓口(問合せ先)

(公社) 佐賀県畜産協会経営支援課、県畜産課肉用牛振興担当

(事業名) **佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業〔県単〕** 【畜種:肉用子牛】

事業実施期間：令和6年度

事業の目的

繁殖雌牛の遺伝的能力（枝肉形質のゲノム育種価）を把握することによって、優良雌牛の保留や能力に応じた計画交配の実施など和牛改良の促進に資する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業	農業協同組合	畜産農家及び農業協同組合が繁殖雌牛の遺伝的能力を把握するため、一般社団法人家畜改良事業団に肉用牛ゲノム育種価（枝肉形質）の評価を依頼するのに要する経費。

事業採択要件等

対象経費	補助率
畜産農家及び農業協同組合が繁殖雌牛の遺伝的能力を把握するため、一般社団法人家畜改良事業団に肉用牛ゲノム育種価（枝肉形質）の評価を依頼するのに要する経費。	補助対象経費の1/2以内。 ただし、評価1頭あたり5,250円を上限とする。

県予算額等(令和6年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳			県予算額
	国庫	県費	その他	
1,575	—	1,575	—	1,575

補助金等の流れ

県 → 農協

要領・要綱等

佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金交付要綱
肉用牛改良効率向上推進事業実施要領
肉用牛改良効率向上推進事業実施細則

担当窓口(問合せ先)

県畜産課肉用牛振興担当

(事業名) **畜産経営体生産性向上対策事業 (畜産 ICT 事業) [国庫]** 【畜種：乳用牛・肉用牛】

事業実施期間：令和元年度～

目的

酪農・肉用牛経営の省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入やそれらの機器等により得られる生産情報等を畜産経営の改善のために集約し、活用するための体制整備等を支援します。

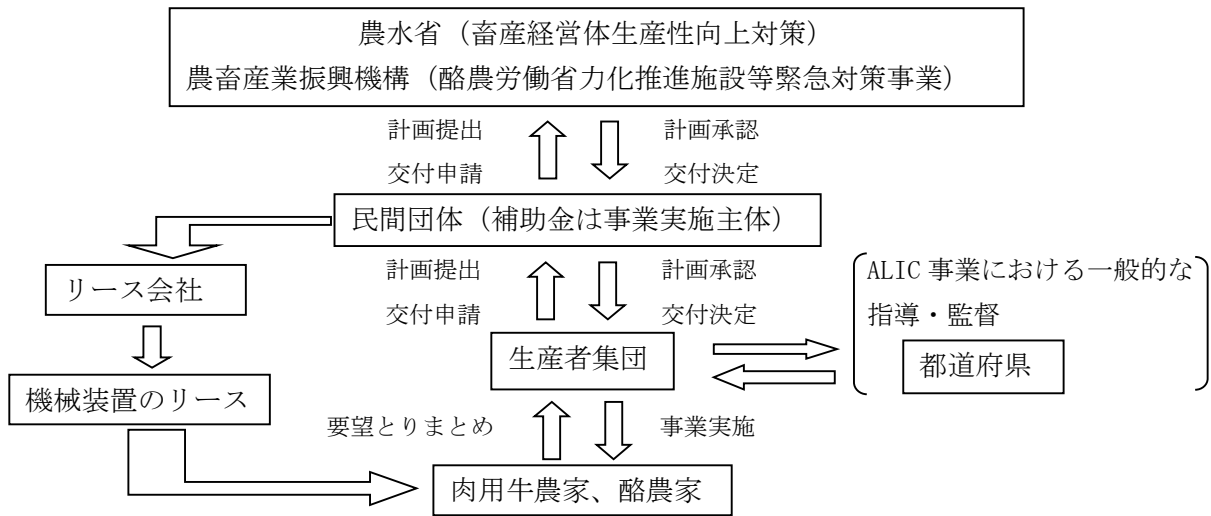
事業内容

事業名 (予算)	事業区分	事業主体	事業の内容
畜産経営体生産性向上対策事業 (240百万円)	畜産経営体の生産性向上対策	畜産 ICT 応援会議	搾乳・ほ乳ロボット、発情発見装置、分娩監視装置、行動監視装置等の省力化・生産性向上につながる ICT 関連機械装置 (各種データ取得が可能) の導入を支援。

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助額
畜産経営体生産性向上対策事業	畜産 ICT 応援会議あるいは酪農応援会議からの事業申請であること。 事業申請において、機械装置の導入による労働条件の改善効果、今後の畜産経営の継続性等について点数評価し、優先順位付けして採択 (楽酪 GO 事業は酪農経営支援総合対策事業に組み込み)	定額、1/2 以内

事業の流れ



要領・要綱等

畜産経営体生産性向上対策事業費補助金交付要綱
畜産経営体生産性向上対策事業実施要綱・要領

担当窓口(問合せ先) 県畜産課肉用牛振興担当、酪農・中小家畜振興担当、(独)農畜産振興機構

※酪農緊急パワーアップ事業(うち労働省力化対策事業、楽酪 GO 事業)は令和6年度から酪農経営支援総合対策事業に組み込み

(事業名) **環境負荷軽減型持続的生産支援事業〔国庫〕** 【畜種：乳用牛・肉用牛】

事業実施期間：令和6年度

事業の目的

酪農・畜産に起因する温室効果ガス削減の取組を支援し、持続可能な経営の実現を後押しする。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）	酪農・肉用牛（繁殖・肥育）の経営体	飼料作付面積を確保しながら温室効果ガス排出削減に取り組んでいる酪農・肉用牛経営に対し交付金を交付する。

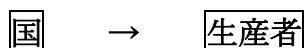
事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助率
環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）	<ul style="list-style-type: none"> 飼料作付面積が都府県で10a/頭以上（以下の1）を除く） 下記の温室効果ガス排出削減に取り組んでいること。 <p>※温室効果ガス排出削減に資する取組</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1) 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減 <ul style="list-style-type: none"> ①放牧②不耕起栽培③消化液の利用④化学肥料の削減 ※上記から2つを実施 ※酪農は上記メニューに特認取組メニュー4つを加えた8つから2つを選択 2) 有機飼料生産 ※1) との重複交付は不可 3) 牛からのメタンガス排出削減（※酪農のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・脂肪酸カルシウムの給与 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 1) 15,000 円/ha 以内 2) 45,000 円/ha 以内 3) 2,000 円/頭以内 <p>※1) と2) は面積拡大により係数を乗じて交付</p> <p>※1 経営体当たり100 頭を上限（1 年限り）</p>

国予算額(令和6年度) 6,010 百万円

手続きの流れ

(定額)



要領・要綱等 環境負荷軽減型持続的生産支援事業実施要綱・実施要領等

担当窓口(問合せ先) 県畜産課 肉用牛振興担当、酪農・中小家畜振興担当

(事業名) **佐賀県乳用牛群検定事業〔県単〕**

【畜種：乳用牛】

事業実施期間：昭和49年度～

事業の目的

乳用牛群検定参加農家が飼養している乳用牛について、泌乳能力等の検定を行い、個体能力の把握による低能力牛の淘汰と検定成績の活用による飼養管理の改善を行うことにより、生産性の向上及び酪農経営の安定を図る。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
乳用牛群検定普及定着化事業	佐賀県農業協同組合	・検定員による農家のデータ収集 (乳量、乳成分、繁殖成績、飼料の給与量等) ・分析指導員によるデータの集計・分析 ・検定成績に基づく飼養管理指導

事業採択要件等

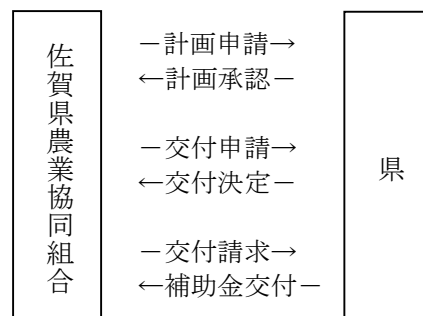
事業区分	主な採択基準	補助率
乳用牛群検定普及定着化事業	・飼養する全乳用牛を対象として検定を実施する酪農経営を選定すること ・事業実施による成果目標を定めていること	県：1/2以内

県予算額等(令和6年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳			県予算額
	国庫	県費	その他	
3,792	—	1,896	1,896	1,896

手続きの流れ



要領・要綱等 佐賀県乳用牛群検定普及定着化事業費補助金交付要綱

関連事業 酪農経営支援総合対策事業

担当窓口(問合せ先) 県畜産課酪農・中小家畜振興担当、佐賀県農業協同組合

(事業名) **佐賀県酪農ヘルパー支援事業〔県単〕** 【畜種：乳用牛】

事業実施期間：平成3年度～

事業の目的

毎日の搾乳等、周年拘束性が強い酪農経営において、労働負担の軽減及び休日の確保を図るため、酪農ヘルパーに助成することで、ゆとりある酪農経営の実現並びに本県酪農の生産基盤の強化に資する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
酪農ヘルパー支援事業	佐賀県酪農ヘルパー利用組合	<ul style="list-style-type: none"> 酪農ヘルパーの普及・啓発のための利用組合推進会議、活動調整会議の開催 酪農ヘルパーの出役活動等酪農ヘルパー事業の円滑な推進に必要な事業（酪農ヘルパーの給与、社会保険料等の人件費に係るものを除く）

事業採択要件等

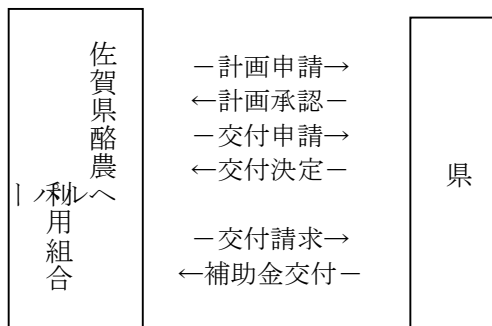
事業区分	主な採択基準	補助率
酪農ヘルパー支援事業	—	県：1/4以内

県予算額等(令和6年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳			県予算額
	国庫	県費	その他	
2,518	—	630	1,888	630

手続きの流れ



要領・要綱等 佐賀県酪農ヘルパー支援事業補助金交付要綱

関連事業 酪農経営支援総合対策事業

担当窓口(問合せ先) 県畜産課酪農・中小家畜振興担当、佐賀県農業協同組合

(事業名) 酪農経営支援総合対策事業(拡充) 【畜種：乳用牛】

事業実施期間：平成29年度～

事業の目的

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援し、担い手や優良な乳用牛を確保していくとともに、経営の持続性の向上を図り、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図る。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
(1) 中小酪農等対策事業	生産者団体等	(1) ア 後継牛確保のための環境整備（後継牛確保対策の推進、つなぎ牛舎の改良、飼養環境の改善、暑熱対策の推進、供用期間の延長支援）、イ 乳用育成牛の事故率の低減、ウ 後継牛の確保の推進（乳用牛の繁殖・飼養管理等の啓発するための取組、ア及びイの取組の円滑な推進）、エ 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援（代替飼料の購入支援、代替飼料の共同購入の推進、等）
(2) 酪農労働省力化対策事業		(2) ア 楽酪応援回議推進事業、イ 機械装置導入及び機械装置と一体的な施設整備事業、ウ 全国推進指導事業
(3) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業		(3) ア 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援（職業認知度の向上及び募集活動、臨時ヘルパーの出役支援、免許及び資格の取得支援、新規就農・臨時ヘルパー確保・特定技能外国人の活用等の促進、インターンシップ・就業前研修の実施、研修会の実施、修学資金の給付）、イ 傷病時の利用の円滑化、ウ 酪農ヘルパー利用組合の強化等（普及・啓発活動、出役活動調整・広域利用調整の促進等、利用組合の運営改善、傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進、家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備、待遇改善奨励金の交付、等）
(4) 乳用牛改良増殖推進事業		(4) ア 遺伝的能力向上対策（G 評価に必要なサンプル収集及び検査、利活用を図るための勉強会の開催、システムの開発、調整交配用精液を实践する酪農経営体に対する乳用種雄子牛の出生頭数に応じた支援金の交付）、イ 飼養管理技術の向上対策（飼養管理技術の指導及び分析・検査等）
(5) 生乳流通体制合理化推進事業		(5) ア 生乳流通合理化体制整備（生乳流通合理化及び生乳需給調整協議会の開催、計画の策定）、イ 生乳流通合理化機械装置等の導入（アの計画に基づく機械装置の賃付料の軽減、補改修及び乳代精算方法の効率化を図るシステムの整備・改修）、ウ 生乳需給調整機能装置の整備、エ 事業推進
(6) 地域の生産体制強化事業		(6) ア 担い手確保推進対策（企画検討会議の開催、マッチング促進等のための情報発信、資料作成、交流会等の開催、研修施設の運営、経営マネジメントの向上を図る取組）、イ 新事業体創出支援対策
(7) 生乳需要基盤確保事業		(7) ア 生乳生産者需要確保事業（国産牛乳乳製品の消費の維持・定着化を図るための理解情勢活動を実施）、イ 牛乳乳製品需要創出事業（牛乳乳製品の新たな利用場面の普及や価値訴求の取組を実施）、ウ 生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業（牛乳乳製品の需要を拡大するための取組を実施）

事業採択要件等

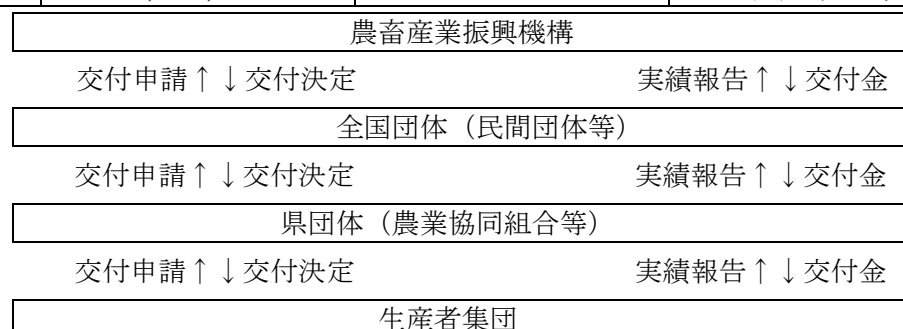
事業区分	主な採択基準	補助率
酪農経営支援総合対策事業	—	定額、2/3、1/2、1/3 以内

国予算額(令和6年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳		備考
	国庫等	その他	
—	4,566,034	—	(要望相当額)

手続きの流れ



担当窓口(問合せ先) 佐賀県農業協同組合、県畜産課酪農・中小家畜振興担当

(事業名) 乳用牛確保・改良促進対策事業〔県単〕【畜種：乳用牛】

事業実施期間：令和5年度～令和8年度

事業の目的

酪農経営の改善と県内生乳生産量の維持拡大を図るため、高能力乳用牛の外部導入や性別精液の利用促進による乳用牛群の改良を促進し、早期妊娠判定技術等の導入により、乳用牛群の改良を促進するとともに、県外獣医師による繁殖検診などのモデル的な取組により繁殖成績を向上することで、乳用牛1頭当たりの乳量を増加する。

事業内容

高能力乳用牛の外部導入や自家育成による後継牛の確保、性別精液の利用推進、繁殖成績向上に資する取組に対し支援する。

事業採択要件等

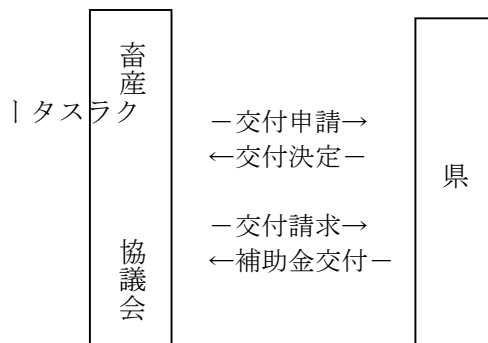
事業区分	主な採択基準	補助率
高能力な乳用牛の導入	<ul style="list-style-type: none"> 畜産クラスター計画の達成に資する取組であること。 経営内の牛群改良の基礎となりうる能力を持つ牛で、原則として乳用種精液を授精し、かつ牛群検定等による能力確認を行うこと。 	初妊牛 70千円/頭
自家育成による後継牛の確保に対する助成【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 事業年度に、経営内で出生した乳用雌子牛であること。 出生後、速やかに耳標登録を行うこと。 	乳用雌子牛 20千円/頭
高能力な乳用牛性別精液の利用	<ul style="list-style-type: none"> 畜産クラスター計画の達成に資する取組であること。 対象精液は、独立行政法人家畜改良センターの乳用牛評価報告（国内雌雄牛及び海外雌雄牛）の総合評価指数が20位以内の精液であること。（対象期間は事業実施年度を含み過去4か年とする。） 	1,500円/本 を超える額の1/2
繁殖成績向上に資する取組に対する助成	<ul style="list-style-type: none"> 簡易妊娠判定技術（乳汁検査）による早期の妊娠判定を行い、飼養・繁殖管理を改善すること。 コンサル獣医師の協力を得て繁殖検診を行うモデル的な取組を行うこと。 	1/3以内

県予算額等(令和5年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳		県予算額
	県費	その他	
-	11,269	-	11,269

手続きの流れ



要領・要綱等
担当窓口(問合せ先)

佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業交付要綱・実施要領
県畜産課酪農・中小家畜振興担当、佐賀県農業協同組合

(事業名) **養豚経営安定対策補完事業** (組替・拡充) 【畜種：養豚】

事業実施期間：令和5年度

事業の目的

養豚経営は飼料価格の高騰や豚熱のまん延等から生産基盤の弱体化が危惧されている。このため、肉豚の能力向上への集団的な取組、家畜人工授精や飼養管理技術の向上・習得のための研修会、アフリカ豚熱等リスク低減、経口ワクチンの導入・保管及び効率的かつ効果的な散布の実証等を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
集団的な肉豚能力向上支援	生産者集団等	生産者集団等における、能力向上推進計画に基づく純粋種豚等の導入、純粋種豚の能力向上に資する一代雑種雌豚の導入、及び特色ある肉豚生産のため能力向上に資する種豚(ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種を除く)の導入経費に対して支援する。
生産性向上支援	生産者集団等	肉豚等の生産性向上や生産コスト削減の観点から、家畜人工授精に必要な知識の取得や飼養管理技術の向上・習得のための研修会開催、先進的な経営改善の取組の調査や普及活動に対して支援する。
アフリカ豚熱等リスク低減対策	生産者集団等	種豚供給拠点の整備や出荷が困難となった肥育素豚の追加的な飼養、アグー等特色ある品種等の低リスク農場への避難や避難用豚舎の新設等に対して支援する。
野外環境リスク低減対策	生産者集団等	全国協議会が行う、経口ワクチンの導入・保管及び都府県協議会が行う、効率的かつ効果的な散布の実証並びに省力化を図るための取組に対して支援する。

事業採択要件等

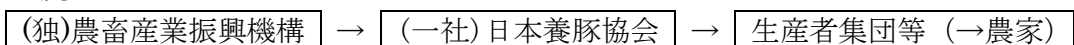
事業区分	主な採択基準	補助率
地域肉豚能力向上支援	地域の生産者集団等は、養豚業を営む者(3戸以上)で構成される生産者集団、生産者が主たる構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人、その他理事長が適当と認める団体とし、地域の生産者から構成されるものであること。	国：1/2以内 (純粋種豚の導入) ・純粋種豚：10万円/頭 ・広域的な共同利用に資する海外純粋種豚：40万円/頭 ・精液：1万円/本を上限 (一代雑種雌豚の導入) ・2万円/頭を上限 (1経営体あたり30頭を上限。ただし、両方の親が種豚登録されていること)
生産性向上支援		国：定額

国庫予算額等(令和5年度)

(単位：百万円)

事業費	事業費内訳		備考
	国庫等	その他	
—	1,292	—	

補助金等の流れ



要領・要綱等

養豚経営安定対策補完事業実施要綱

担当窓口(問合せ先)

(公社)佐賀県畜産協会経営支援課、県畜産課酪農・中小家畜振興担当

(事業名) **佐賀県産飼料増産総合対策事業〔県単〕** 【畜種：全畜種】

事業実施期間：令和5年度～令和8年度

事業の目的

輸入飼料価格が高騰している中、畜産農家の生産コストを低減し、経営の安定化を図るため、自給飼料の生産及び利用の拡大に必要な機械等の整備やコントラクター組織の安定的な運営や育成に必要な取組に対し助成する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
自給飼料生産・利用拡大対策	2戸以上の農業者が組織する団体、農協等	自給飼料の生産拡大を図るために必要な自給飼料の栽培、収穫、調製及び利用機械の整備に対する助成。 (耕起・施肥・播種用機械、刈取・集草用機械、梱包・調製用機械、自給飼料利用機械)
コントラクター育成推進対策	2戸以上の農業者が組織する団体、認定農業者(1戸)	コントラクター等の作業の効率化及び安定的な運営の取組に要する経費及びコントラクター等の設立、体制整備、運営に必要な情報収集に要する経費等に対する助成。

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助率
1 自給飼料生産・利用拡大対策	<ul style="list-style-type: none"> 目標年度において、飼料作物、稲発酵粗飼料又は飼料用米の生産面積が1ha以上拡大することが見込まれること。 飼料の生産から調整に係る機械化一貫体系が確立されること。 畜産農家又は耕種農家による共同業者が2戸以上であり、かつ、生産した自給飼料を畜産農家へ供給すること。構成員以外の畜産農家へ自給飼料を供給する場合は、県内畜産農家又は農業協同組合との長期(3年以上)の供給契約を締結していること。 農業協同組合へ自給飼料を供給する場合は、農業協同組合が県内畜産農家と供給契約が締結していること。 導入する機械は「佐賀県特定高性能農業機械計画」で定める利用規模の下限等の基準を満たすこと。 原則として、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする)に確実に加入するものとし、当該機械の処分制限期間において加入が継続されるものとする。ただし、60万円(税込)未満の機械を除く。 	県 1/3 以内、市町 1/10 以上 (1 事業実施主体あたりの県費補助上限額 3,500 千円) 中山間地域における取組に対しては、県 4/10 以内、市町 1/10 以上(1 事業実施主体あたりの県費補助上限額 4,200 千円) 高性能飼料作物収穫機は、県 1/2 以内、市町 1/10 以上 (1 事業実施主体あたりの県費補助上限額 10,000 千円)
2 コントラクター育成推進対策	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画において、事業費が 200 千円以上となっていること。 生産・調整した飼料の過半を県内畜産農家等へ供給すること。 供給先とは1年以上の供給契約を締結していること。 事業実施による成果目標を定めていること。 コントラクター実態調査に毎年度協力すること 	定額 ただし、1 団体等当たり 1,000 千円を上限

県予算額等(令和6年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳			県予算額
	国庫	県費	その他	
46,894	—	16,862	30,032	16,862

手続きの流れ

実施要領：実施主体⇔市町⇔〔振興センター経由→〕県 ※事業区分1

実施主体⇔〔市町経由→振興センター経由→〕県 ※事業区分2

交付要綱：実施主体⇔市町⇔県 ※事業区分1、実施主体⇔〔市町経由→〕県 ※事業区分2

要領・要綱等 佐賀県産飼料増産総合対策事業費交付金要綱・実施要領

担当窓口(問合せ先) 県畜産課酪農・中小家畜振興担当

(事業名) **未利用資源活用対策**

【畜種：全畜種】

事業実施期間：令和5年度

事業の目的

地域の未利用資源を活用し、エコフィードの安定的な生産利用体制の構築を図る取り組みを支援し、畜産物の生産体制を強化する。

事業内容

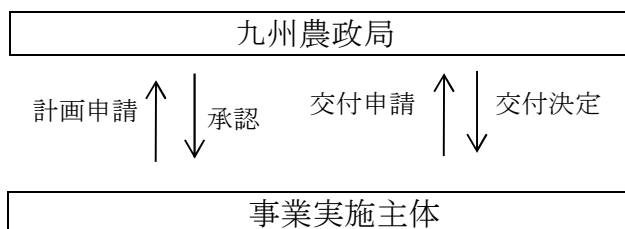
事業区分	貸付対象者	事業の内容
未利用資源活用の促進	民間企業、法人、協議会等	① 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及利用の推進 ・未利用資源の活用事例や生産技術の調査及び普及セミナーの開催等による未利用資源の活用を推進する取り組みを支援 ② 原料確保の促進及び高付加価値化畜産物の普及 ・新たなエコフィード原料の開拓、製造方法の開発、飼料化事業者における持続的な原料確保・製造の促進を支援
地域の未利用資源活用の生産体制構築	農業者集団、民間団体等	地域の未利用資源の活用や製造方式の見直し等による栄養成分の安定化、製造コストの低減に取り組むため、飼料分析費、安全性調査、給与実証、飼料化実証に必要な器具・機材の導入を支援

事業採択要件等

事業区分	補助率等
未利用資源活用の促進	① 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及：定額 ② 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及：定額
地域の未利用資源活用の生産体制構築	① エコフィード生産安定供給対策：定額 ② エコフィード生産安定供給体制の構築のための技術実践：1/2 以内 (ただし、器具・機材の導入に要する経費とし、上限額は事業実施主体当たり(複数の地区で実施する必要がある場合は、各地区ごと) 3,000 千円とする)

国庫予算額（令和5年度） 343百万円の内数

手続きの流れ



要領・要綱等

畜産生産力・生産体制強化事業実施要綱、実施要領

担当窓口(問合せ先)

畜産局飼料課、九州農政局生産部畜産課、
県畜産課酪農・中小家畜振興担当

(事業名) **肉用子牛生産者補給金制度**

【畜種：肉用子牛】

事業実施期間：令和2年度～令和6年度

事業の目的

牛肉の輸入自由化に伴う子牛価格への影響に対処するため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定を図る。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容				
肉用子牛生産者補給金制度	公益社団法人 佐賀県畜産協会	四半期毎の平均売買価格が、保証基準価格を下回った場合に補給金を交付（機構からの交付）し、さらに合理化目標価格を下回った場合に差額の9割を補填する（生産者積立金からの交付）				
		○積立金単価（円/頭）（R6年度）				
			生産者	県	機構	計
		黒毛和種	400	400	800	1,600
		その他肉専用種	4,700	4,700	9,400	18,800
	交雑種	800	800	1,600	3,200	

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助率
肉用子牛生産者補給金制度	個体登録を行った牛であって、満6ヶ月齢以上満12ヶ月齢未満で販売、または、満12ヶ月齢に達した日以後も自家保留し飼養した肉用子牛	生産者積立金 機構（国） 1 / 2 県 1 / 4 生産者 1 / 4

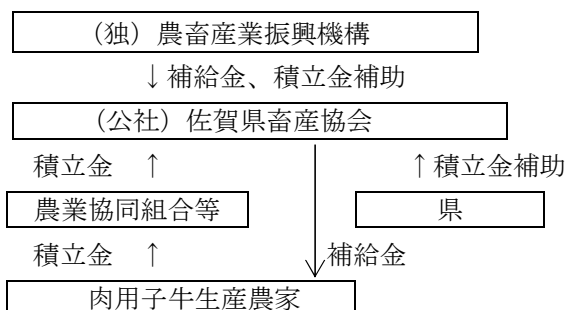
県予算額等（令和6年度）

（単位：千円）

事業費（生産者積立金）	事業費内訳			県予算額
	国庫等	県費	その他	
13,600	6,800	3,400	3,400	—

※県費は県分生産者準備金から充当

手続きの流れ



要領・要綱等

- 肉用子牛生産者補給交付金交付要綱
- 肉用子牛生産者積立助成金交付要綱
- 佐賀県肉用子牛生産者積立金積立事業費補助金交付要綱

担当窓口（問合せ先） (公社)佐賀県畜産協会価格対策課、県畜産課経営担当
(独) 農畜産業振興機構

（事業名） 肉用牛肥育経営安定交付金制度

【畜種：肥育牛】

事業実施期間：令和4年度～令和6年度

事業の目的

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容																		
肉用牛肥育経営安定交付金制度	公益社団法人佐賀県畜産協会	<p>肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付する。（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出）</p> <p>○生産者負担金単価（円/頭）（R6年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品種</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> <tr> <th>生産者</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉専用種</td> <td>7,000</td> <td>5,500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>交雑種</td> <td>13,000</td> <td>11,850</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>乳用種</td> <td>10,000</td> <td>9,100</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table>	品種	計	内訳		生産者	県	肉専用種	7,000	5,500	1,500	交雑種	13,000	11,850	1,150	乳用種	10,000	9,100	900
品種	計	内訳																		
		生産者	県																	
肉専用種	7,000	5,500	1,500																	
交雑種	13,000	11,850	1,150																	
乳用種	10,000	9,100	900																	

事業採択要件等

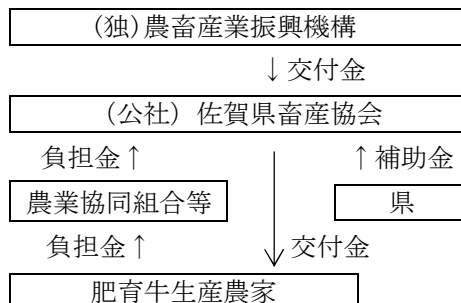
事業区分	主な採択基準	補助率
肉用牛肥育経営安定交付金制度	<p>（対象生産者）</p> <p>（公社）佐賀県畜産協会と肥育牛補填金交付契約を締結した肥育牛生産者</p>	<p>県：定額</p> <p>肉専用種 1,500 円/頭</p> <p>交雑種 1,150 円/頭</p> <p>乳用種 900 円/頭</p>

県予算額等（令和6年度）

（単位：千円）

事業費	事業費内訳		県予算額
	県費	その他	
341,750	33,793	307,957	33,793

手続きの流れ



要領・要綱等

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱

佐賀県肉用牛肥育経営安定特別対策事業費補助金交付要綱

担当窓口（問合せ先）

（公社）佐賀県畜産協会価格対策課、県畜産課経営担当、
（独）農畜産業振興機構

(事業名) 肉豚経営安定交付金制度

【畜種:養豚】

事業実施期間：令和6年度～令和8年度

事業の目的

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、肉豚経営の安定を図る。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
肉豚経営安定交付金制度	(独)農畜産業振興機構	四半期毎に、肉豚1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付する。 (交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立による積立金から支出) ○負担金単価(円/頭)(R4年度) 400円(うち県補助金100円)

事業採択要件等

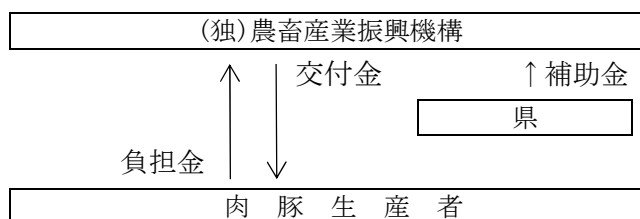
事業区分	主な採択基準	補助率
肉豚経営安定交付金制度	肉豚生産者 ((独)農畜産業振興機構が要件審査し、登録された肉豚生産者)	県：負担金の1/4 (ただし150円/頭を上限)

県予算額等(令和6年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳		県予算額
	県費	その他	
60,000	15,000	45,000	15,000

手続きの流れ



要領・要綱等

肉豚経営安定交付金交付要綱
佐賀県肉豚経営安定事業費補助金交付要綱

担当窓口(問合せ先)

(独)農畜産業振興機構養豚経営課、県畜産課経営担当

（事業名） 鶏卵生産者経営安定対策事業

【畜種：採卵鶏】

事業実施期間：令和5年度～令和7年度

事業の目的

鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需要改善を図る取組を支援し、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定を図る。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
鶏卵価格差補填事業	一般社団法人 日本養鶏協会	標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合において、その差額の9割を鶏卵生産者に補填する。 また、その財源として「積立金」を造成する。
成鶏更新・空舎延長事業	一般社団法人 日本養鶏協会	鶏卵の標準取引価格（日毎）が安定基準価格を下回る日の30日前から、安定基準価格を上回る日の前日までに更新のために成鶏を出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた場合に、加入生産者及び食鳥処理場に奨励金を交付する。 ・空舎期間60日～90日 210円/羽（310円/羽） ・空舎期間91日～120日 420円/羽（620円/羽） ※（ ）内は小規模生産者（10万羽未満） また、その財源として「協力金」を造成する。

事業採択要件等

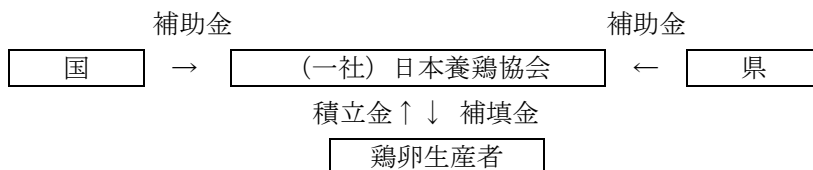
事業区分	主な採択基準	補助率
鶏卵価格差補填事業	採卵用成鶏めすを常時100羽以上飼養し、鶏卵を販売する鶏卵生産者であって、その生産する鶏卵の全量について価格差補填契約を締結し、成鶏更新・空舎延長事業の協力金を納付した者	国：補填金額の1/4 生産者：補填金額の3/4 ※積立金（R6）：3.23円/kg （うち県補助金0.50円/kg）
成鶏更新・空舎延長事業	鶏卵価格差補填事業の加入生産者及び事業の対象となる成鶏の出荷先である食鳥処理場	国：奨励金の3/4 生産者：奨励金の1/4 ※協力金（R6）：0.37円/kg

県予算額等（令和6年度）

（単位：千円）

事業費	事業費内訳			県予算額
	国庫等	県費	その他	
3,480	—	1,200	2,280	1,200

手続きの流れ（鶏卵価格差補填事業）



要領・要綱等

鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱

佐賀県鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱

担当窓口（問合せ先）

（一社）日本養鶏協会、県畜産課経営担当

(事業名)加工原料乳生産者補給金制度【畜種：乳用牛】

事業実施期間：平成30年度～

事業の目的

暫定措置法に基づく生産者補給金制度を、平成30年度より畜安法に恒久的な位置づけとし、交付対象者を拡大するとともに、指定を受けた事業者に集乳調整金を交付して、生乳等の需給の安定や酪農経営の安定を図る。

飲用向けに比べて価格が安い加工原料乳（バターや脱脂粉乳、ナチュラルチーズ、クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳等12品目の原料となる生乳）について①生乳を集めて乳業に販売する事業者、②乳業に直接生乳を販売する酪農家、③乳製品を加工販売する酪農家に生産者補給金を交付するとともに、①のうち要件を満たす指定事業者に集送乳調整金を交付する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
加工原料乳生産者補給金制度	農水直轄	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が定める限度数量（交付対象数量325万t）の範囲内で生産される加工原料乳について、補給金を対象事業者（第1～3号）に交付（8.92円/kg） 集乳を拒まない対象事業者を指定し、集送乳調整金を交付（2.68円/kg）

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助率
加工原料乳生産者補給金制度	生乳を集めて乳業に販売する事業者（第1号）、乳業に直接生乳を販売する酪農家（第2号）、乳製品を加工販売する酪農家（第3号）に12品目の加工向け生乳に補助金または送集乳調整金を交付。	国：定額 加工向け生乳 8.92円/kg 集送乳調整金 2.68円/kg

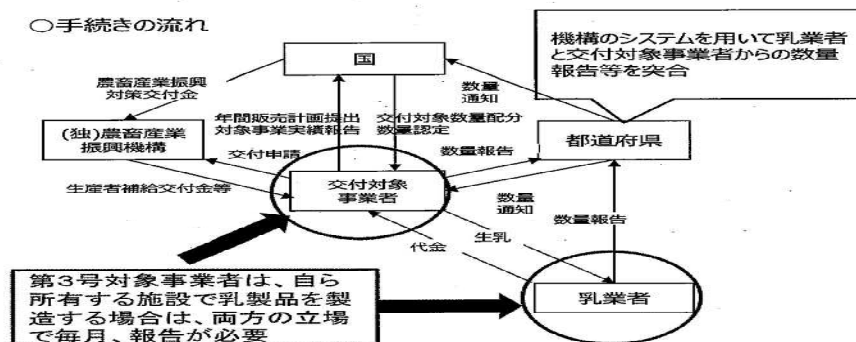
国庫予算額（令和6年度）

（単位：百万円）

事業費	事業費内訳		備考
	国庫等	その他	
37,748	37,748	—	(要望相当額)

補助金制度の仕組み

- 生産者補給交付金＝補給金単価×認定数量（農林水産大臣の定める数量を限度とする。）



要領・要綱等

加工原料乳生産者補給交付金交付要綱

関連事業

加工原料乳生産者経営安定対策事業

担当窓口(問合せ先)

(独)農畜産業振興機構、県畜産課酪農・中小家畜振興担当

(事業名) **加工原料乳生産者経営安定対策事業** 【畜種：乳用牛】

事業実施期間：令和5年度～7年度

事業の目的

加工原料乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補填し、加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
加工原料乳生産者経営安定対策事業	指定生乳生産者団体(指定団体)	加工原料乳の取引価格が補填基準価格(過去3年間の平均取引価格)を下回った場合に、生産者に補填金(低落分の8割)を交付する事業。 加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

事業採択要件等

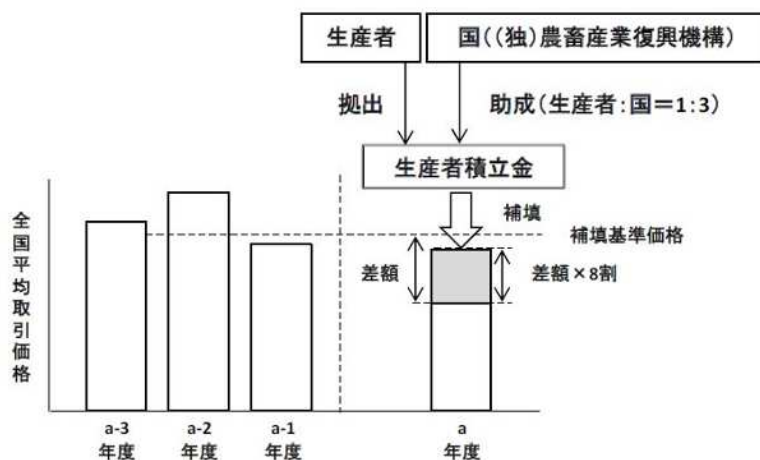
事業区分	主な採択基準	補助率
加工原料乳生産者経営安定対策事業	加工原料乳生産者経営安定対策事業生産者積立金契約の締結	国：3/4以内(価格低落の8割)

国庫予算額(令和6年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳		備考
	国庫等	その他	
5,948	5,948	-	(要望相当額)

事業の仕組み



要領・要綱等

加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱

関連事業

加工原料乳生産者補給金制度

担当窓口(問合せ先)

(独)農畜産業振興機構、県畜産課酪農・中小家畜振興担当

(事業名) **配合飼料価格安定制度**

【畜種：牛、豚、鶏ほか】

事業実施期間：昭和43年度～

事業の目的

配合飼料価格の変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の安定を図る。

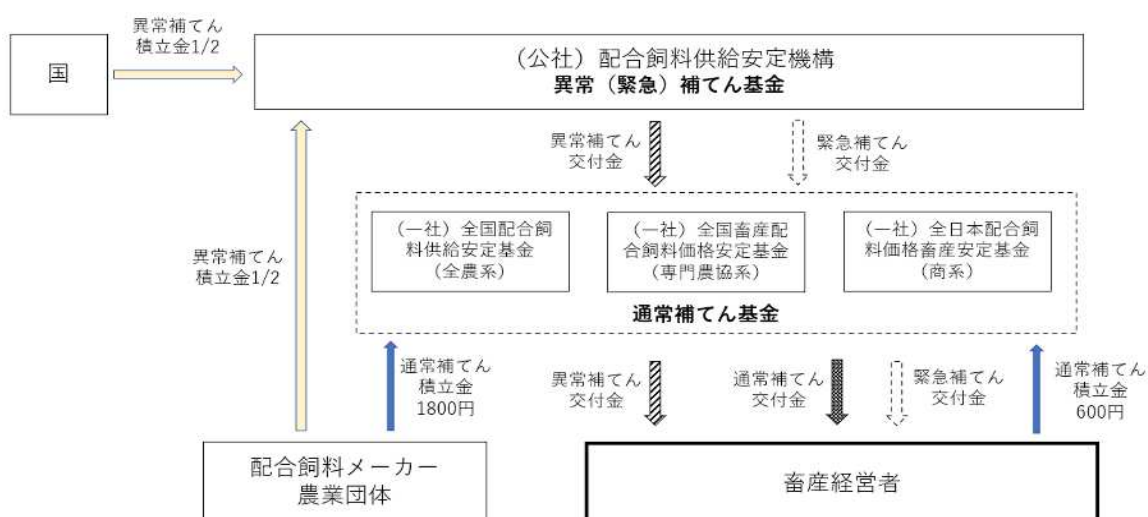
事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
配合飼料価格安定制度	① 通常価格差補てん事業 【全農系】 (一社)全国配合飼料供給安定基金 【専門農協系】 (一社)全国畜産配合飼料価格安定基金 【商系】 (一社)全日本配合飼料価格・畜産安定基金	①通常補てん：畜産経営者及び配合飼料製造業者が負担する積立金をもって通常補てん財源を造成し、輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合に、一定の要件のもとに通常補てん財源を取り崩して、畜産経営者に対して、通常価格差補てん金を交付する。
	② 異常価格差補てん事業 (公社)配合飼料供給安定機構	②異常補てん：配合飼料の輸入原料価格が異常に上げられた場合に、通常価格差補てん事業と一体的に、一定の要件のもと、畜産経営者に対して異常価格差補てん金を交付する。
	③ 緊急価格差補てん事業 (公社)配合飼料供給安定機構	③緊急補てん(特例による補てん)：輸入原料価格の算定期間を1年間から2.5年間に延長する等の「新たな特例」を制度内に設けて補填金を交付する。

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助率
配合飼料価格安定制度	(1)常時飼養頭羽数 採卵鶏 100羽以上 肉用鶏 500羽以上 肥育豚 5頭以上 種豚 2頭以上 乳用牛・肉用牛 1頭以上 うずら 1,000羽以上 等 (2)配合飼料を供給するJA等と基本契約(加入当初)及び数量契約(毎年)を締結	原則として当該4半期の輸入原料価格が直前1年間の平均価格を上回る場合にその上回った額(補てん基準額)が交付される。 ①通常補てん：補てん基準額－異常補てん額 ②異常補てん：補てん基準額から基準輸入原料価格(直前1年間の平均輸入価格)に15%を乗じた額、又は、当該四半期の輸入原料価格から基準輸入原料価格に115%を乗じた額を差し引いた額のいずれか低い額を交付。 ③緊急補てん：8四半期連続で通常補填が発動されており、かつ、異常補填が発動されていない場合に、前四半期の補填金の3/4を上限額として交付。

補てん金等の流れ



要領・要綱等 各団体業務方法書、配合飼料価格安定対策事業補助金交付要綱、配合飼料価格安定対策事業実施要領

関連事業 直接関連する事業はないが、他の畜産関係補助事業で、原則として当該制度に加入していることが採択要件とされているものあり。(前年未加入で今年度も未加入の場合は可。)

担当窓口(問合せ先) JAさが、佐賀県開拓畜産事業協同組合、佐賀県配合飼料価格安定基金協会、県畜産課酪農・中小家畜振興担当

(事業名) **畜産特別資金 (大家畜・養豚特別支援資金)** 【畜種：大家畜、養豚】

事業実施期間：令和5年度～令和9年度

事業の目的

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、経営改善指導及び保証債務に対する支援を行う。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
(資金区分) 経営改善資金	(対象者) 大家畜及び 養豚経営	(資金の内容) 借換対象資金の毎年の約定償還金(元本及び利息に限る。)の借換えを行うのに要する資金。
経営継承資金		後継者への経営継承を行う場合に、円滑な経営継承を図るために必要な限度において、借換対象資金の残高の借換えを行うのに要する資金。

事業採択要件等

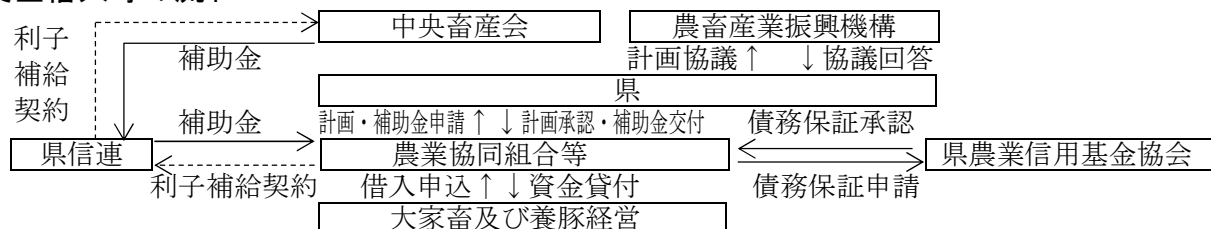
事業区分	主な採択基準	償還期間(うち据置)
(資金区分) 経営改善資金	(借入希望者の要件) 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること。	大家畜：15年(3年) 養豚：7年(3年)
経営継承資金	上記の要件に該当すること。 おおむね40歳以下の後継者が、借入を希望する年度以降において、経営の主たる従事者となることが認められること。	大家畜：25年(5年) 養豚：15年(5年)

県予算額等(令和6年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳			県予算額
	国庫	県費	その他	
142(融資枠3億円)	—	142	—	142

資金借入等の流れ



要領・要綱等

畜産特別支援資金融通事業実施要綱
佐賀県畜産特別資金利子補給補助金交付要綱

担当窓口(問合せ先)

各農業協同組合、県畜産課経営担当

(事業名) **農業近代化資金**

【畜種：全畜種】

事業実施期間：昭和36年度～

事業の目的

農業協同組合等が農業者等に対し、長期かつ低利の施設資金等を融通することにより、農業者等の農業経営の近代化に資する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
農業近代化資金利子補給事業	(貸付対象者) 農業者等	農業者等の農業経営の近代化を図るため、農協等に対し利子補給を行い、長期かつ低利資金の円滑な融通を行う。 貸付利率 0.60%(R5.5.18現在) ※認定農業者については利子負担軽減措置あり 貸付限度額 農業者1,800万円(一定の要件を満たせば、2億円) 法人等2億円 償還期間 15年以内(原則) 7年以内(家畜購入育成資金の場合) 据置期間 3年以内(原則) 2年以内(家畜購入育成資金の場合)

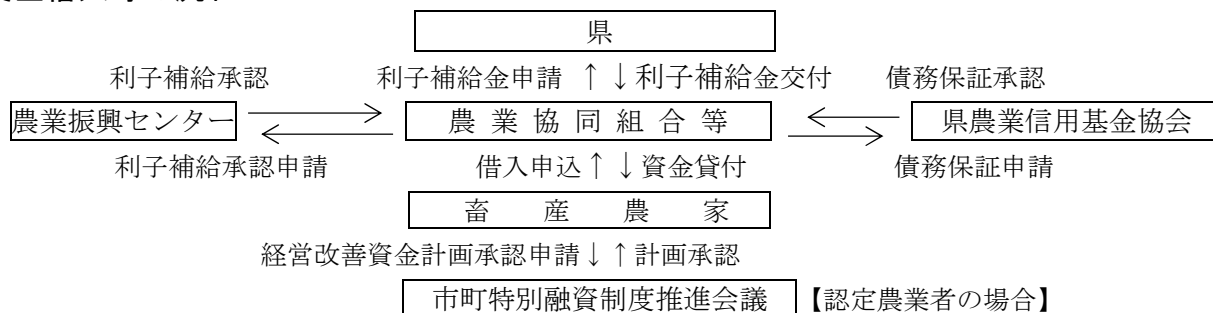
事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	融資率等
農業近代化資金利子補給事業 ※うち認定農業者特例(国からの利子助成、融資率拡大など)を受ける場合	「佐賀県農業近代化資金取扱要領」に定める要件を満たすもの。 ※経営改善計画を具体的に実行していくために必要な「経営改善資金計画」を市町村特別融資制度推進会議において認定されること。	(融資率) 80%以内 ※(融資率) 100%以内

令和5年度融資枠

61億円

資金借入等の流れ



要領・要綱等

佐賀県農業近代化資金利子補給補助金交付要綱

担当窓口(問合せ先)

各農業協同組合金融課、各農業振興センター、県生産者支援課

(事業名) **農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)** 【畜種：全畜種】

事業実施期間：平成6年度～

事業の目的

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な長期低利資金を日本政策金融公庫を通じて融資する。

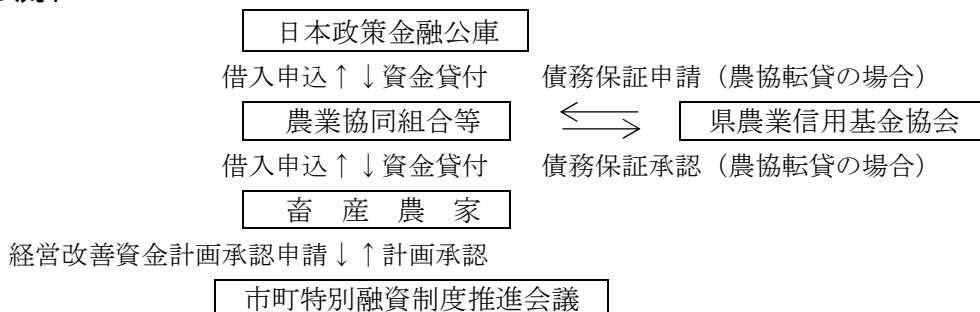
事業内容

事業区分	貸付主体	貸付対象者	事業の内容
農業経営基盤強化資金貸付事業	日本政策金融公庫	認定農業者	農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般 貸付利率 0.45%～0.70%(R5.5.18現在) 貸付限度額 個人3億円(特認6億円) 法人10億円(特認30億円) 償還期間 25年以内 うち据置 10年以内 ※無利子化措置(当初5年間) 実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者(位置づけられることが確実であることの証明を市町から受けた農業者を含む。)

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	融資率
農業経営基盤強化資金貸付事業	経営改善計画を具体的に実行していくために必要な「経営改善資金計画」を市町村特別融資制度推進会議において認定されていること。	100%以内

資金借入等の流れ



要領・要綱等

農業経営基盤強化資金実施要綱

担当窓口(問合せ先)

日本政策金融公庫佐賀支店、各農業協同組合金融課、各農業振興センター、県生産者支援課

(事業名) **農業改良資金**

【畜種：全畜種】

事業実施期間：昭和31年度～

事業の目的

農業の担い手が農業改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農産物の加工を始めたり、新技術を導入する場合などにチャレンジすることを支援するため、日本政策金融公庫が貸付を行い、農業経営の安定と農業生産力の増強に資する。

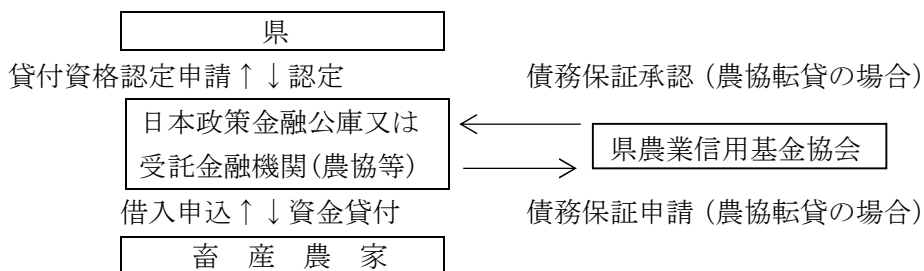
事業内容

事業区分	貸付主体	貸付対象者	事業の内容
新たな農業部門や加工の事業の経営の開始 農畜産物又はその加工品の新たな生産・販売方式の導入他	日本政策金融公庫	持続農業法や6次産業化・地産地消法、農商工等連携促進法等の法律に基づく事業計画の認定を受け、かつ、県知事から貸付資格（農業改良措置）の認定を受けた者	農業経営の改善を目的として、農業改良措置を実施するために必要な資金 貸付利率 無利子 貸付限度額 個人 5,000万円 法人 15,000万円 償還期間 原則12年以内 うち据置 原則3～5年以内

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	融資率
農業改良資金貸付事業	農業者の創意工夫による、新たな生産方式の導入、新たな販売方式の導入等の改良措置について、県の貸付資格認定を受けること。	100%以内

資金借入等の流れ



要領・要綱等 農業改良資金制度運用基本要綱

担当窓口(問合せ先) 日本政策金融公庫佐賀支店、各農業協同組金融課、各農業振興センター、県生産者支援課

(事業名) **畜産近代化リース事業**

【畜種：全畜種】

事業実施期間：－

事業の目的

畜産農家等が利用する畜産関係施設のリースを行い、畜産経営の近代化と体質強化を図る。

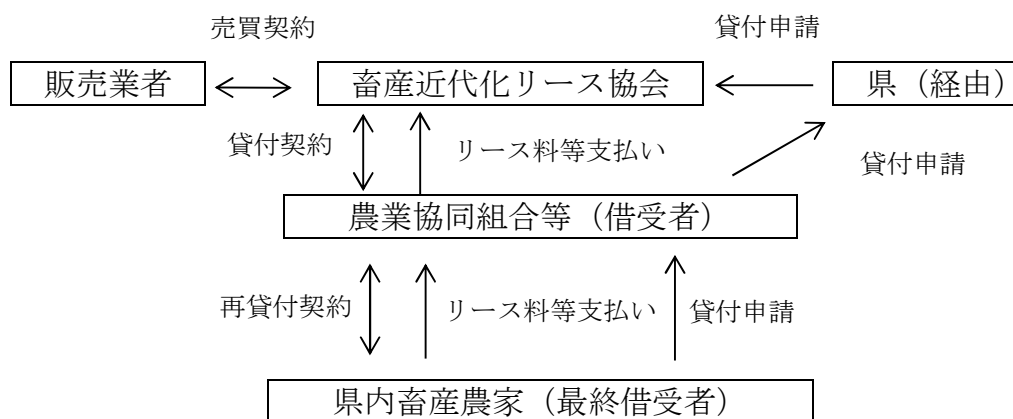
事業内容

事業区分	貸付対象者 (借受者)	事業の内容
飼料生産利用施設	農業協同組合等	① 草地造成用機械施設 ② 自給飼料生産利用機械施設をリースする (譲渡条件付き)。
家畜家さん飼養管理施設	農業協同組合等	① 生乳生産合理化施設 ② 精液保管等施設 ③ 畜舎環境改善機械施設 ④ 中小家畜管理機械施設をリースする (譲渡条件付き)
家畜畜産物流通施設	農業協同組合等	① 家畜市場機械施設 ② 食肉食鶏処理流通施設 ③ 鶏卵処理物流施設をリースする (譲渡条件付き)

事業採択要件等

事業区分	主な採択基準	補助率
－	「公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領」に定める要件を満たすもの。	－

手続きの流れ



要領・要綱等

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領

担当窓口(問合せ先)

各農業協同組合、佐賀県配合飼料価格安定基金協会、
県畜産課酪農・中小家畜振興担当

(事業名) **畜産高度化支援リース事業**

【畜種：全畜種】

事業実施期間：－

事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援することにより、我が国畜産の安定的発展を図る。

事業内容

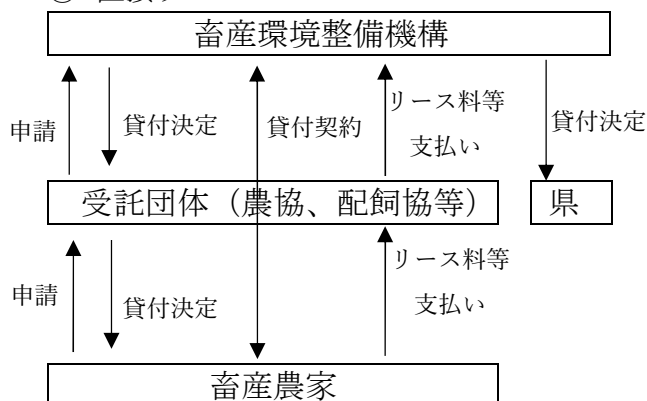
事業区分	貸付対象者 (借受者)	事業の内容
環境リース	畜産農家、農協等	① 畜産排水の浄化・液肥化处理施設等 ② 畜舎等から発生する臭気を脱臭処理するための施設等
経営リース	畜産農家、農協等	① 家畜ふん尿処理施設等 ② 飼料の生産、給与等施設等 ③ 家畜飼養管理等施設等 ④ 6次産業化に関する施設等
食肉リース	食肉販売店、業務用卸、食肉センター等	① 食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等 ② 食肉処理等施設等
生乳リース	集送乳業者、乳製品製造業者等	① 集送乳に必要な施設・設備等 ② 乳製品製造に必要な機械等

事業採択要件等

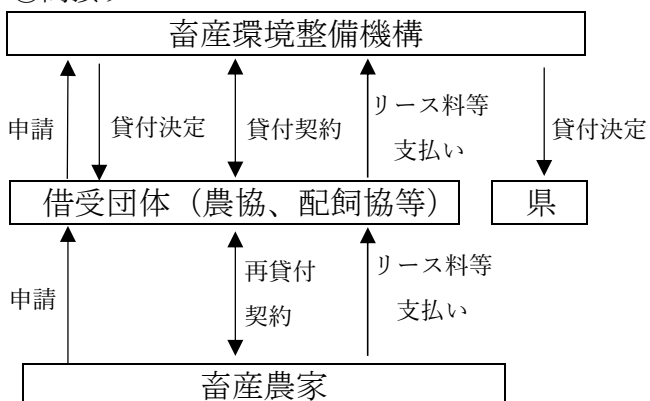
事業区分	主な採択基準	補助率
－	畜産高度化支援リース事業実施要領及び畜産高度化支援リース事業実施要綱に定める要件を満たすもの。	－

手続きの流れ（直接リース又は間接リースを選択）

① 直接リース



② 間接リース



※特認施設等・ 災害適用申請のみ 県の意見書付与

要領・要綱等

畜産高度化支援リース事業実施要領、同事業実施要綱

担当窓口(問合せ先)

各農業協同組合、佐賀県配合飼料価格安定基金協会、
県畜産課酪農・中小家畜振興担当

(事業名) **死亡獣畜処理対策事業〔県単〕**

【畜種：全畜種】

事業実施期間：昭和53年度～

事業の目的

県内に死亡獣畜処理場（化製場等）がないことから、県外化製場等における死亡獣畜処理を円滑に推進するため、死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）の発生場所から化製場等まで搬送する経費について補助を実施し、死亡獣畜処理の円滑な推進を図り、畜産振興及び公衆衛生の向上に資する。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
死亡獣畜処理対策事業	市町	畜産農家等が県外死亡獣畜取扱場まで死亡獣畜を搬送するために要する経費の助成。

事業採択要件等

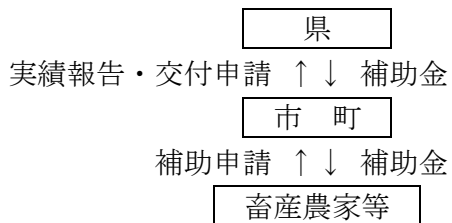
事業区分	主な採択基準	補助率
死亡獣畜処理対策事業	（対象経費） 畜産農家等が、死亡獣畜発生地点から県外の死亡獣畜取扱場まで死亡獣畜を搬送するために要した経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	県：1/3以内 ただし、5,000円/件を限度

県予算額等(令和5年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳			県予算額
	国庫	県費	その他	
33,255	—	11,085	22,170	11,085

手続きの流れ



要領・要綱等

佐賀県死亡獣畜処理対策事業費補助金交付要綱
佐賀県死亡獣畜処理対策事業実施要領

担当窓口(問合せ先)

県畜産課衛生担当

(事業名) **畜産経営技術高度化推進事業〔県単〕** 【畜種：全畜種】

事業実施期間：昭和39年度～

事業の目的

畜産コンサルタント等による経営診断指導を実施し、畜産農家の経営を改善・向上させ、将来の地域畜産の担い手育成を図る。

事業内容

事業区分	事業主体	事業の内容
経営診断	公益社団法人 佐賀県畜産協会	経営診断を希望する畜産農家に対して、畜産協会（畜産コンサルタント）、関係機関・団体等による経営診断等を実施する。

事業採択要件等

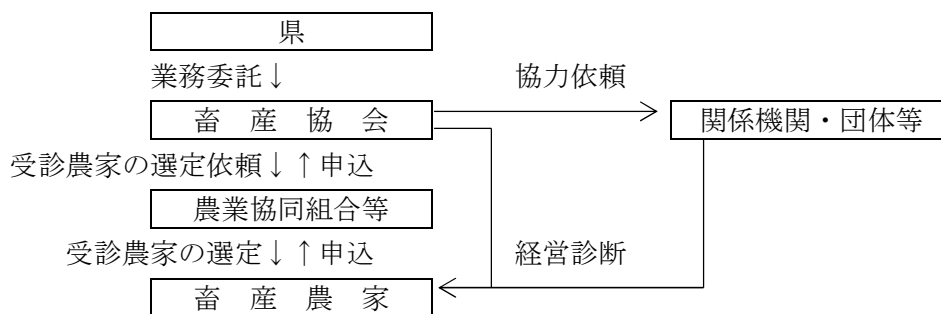
事業区分	主な採択基準	補助率
—	—	—

県予算額等(令和6年度)

(単位：千円)

事業費	事業費内訳			県予算額
	国庫	県費	その他	
4,500	—	4,500	—	4,500

手続き等の流れ



担当窓口(問合せ先) (公社)佐賀県畜産協会経営支援課、県畜産課経営担当

参 考 资 料

○佐賀県畜産の概要

1 農業産出額の推移

○令和4年における本県畜産部門の産出額は363億円で、農業全体の29.5%を占めている。

○品目別には、肉用牛が182億円でトップ、次いで鶏の109億円、豚の51億円となった。

(単位：億円、%)

区分(年次)		28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	R4年/H29年比
農業産出額	全国	93,051 (100.0)	93,787 (100.0)	91,283 (100.0)	89,387 (100.0)	89,557 (100.0)	88,600 (100.0)	90,147 (100.0)	96.1
	九州	18,204 (19.6)	18,356 (19.6)	17,857 (19.6)	17,520 (19.6)	17,422 (19.5)	18,827 (21.2)	18,208 (20.2)	99.2
	佐賀	1,315 (1.4)	1,311 (1.4)	1,277 (1.4)	1,135 (1.3)	1,219 (1.4)	1,206 (1.4)	1,307 (1.4)	99.7
耕種(佐賀)		971	967	921	791	873	845	939	97.1
畜産	全国	32,424 (100.0)	33,223 (100.0)	32,589 (100.0)	32,344 (100.0)	32,279 (100.0)	34,062 (100.0)	34,673 (100.0)	104.4
	九州	8,047 (24.8)	8,310 (25.0)	8,302 (25.5)	8,315 (25.7)	8,156 (25.3)	9,172 (26.9)	8,978 (25.9)	108.0
	佐賀	338 (1.0)	337 (1.0)	351 (1.1)	340 (1.1)	342 (1.1)	356 (1.0)	363 (1.0)	107.7
肉用牛	全国	7,334 (100.0)	7,228 (100.0)	7,416 (100.0)	7,482 (100.0)	6,863 (100.0)	7,662 (100.0)	7,913 (100.0)	109.5
	九州	3,015 (41.1)	3,042 (42.1)	3,125 (42.1)	3,120 (41.7)	2,839 (41.4)	3,378 (44.1)	3,199 (40.4)	105.2
	佐賀	169 (2.3)	159 (2.2)	172 (2.3)	163 (2.2)	162 (2.4)	181 (2.4)	182 (2.3)	114.5
乳用牛	全国	9,127 (100.0)	9,268 (100.0)	9,339 (100.0)	9,353 (100.0)	9,310 (100.0)	9,286 (100.0)	8,844 (100.0)	95.4
	九州	786 (8.6)	780 (8.4)	794 (8.5)	800 (8.6)	801 (8.6)	840 (9.0)	771 (8.7)	98.8
	佐賀	17 (0.2)	18 (0.2)	19 (0.2)	18 (0.2)	20 (0.2)	19 (0.2)	18 (0.2)	100.0
豚	全国	6,162 (100.0)	6,575 (100.0)	6,104 (100.0)	6,122 (100.0)	6,596 (100.0)	6,445 (100.0)	6,775 (100.0)	103.0
	九州	1,750 (28.4)	1,933 (29.4)	1,817 (29.8)	1,870 (30.5)	1,941 (29.4)	2,122 (32.9)	2,042 (30.1)	105.6
	佐賀	55 (0.9)	57 (0.9)	48 (0.8)	49 (0.8)	52 (0.8)	51 (0.8)	51 (0.8)	89.5
鶏	全国	9,144 (100.0)	9,421 (100.0)	8,999 (100.0)	8,647 (100.0)	8,724 (100.0)	9,801 (100.0)	10,163 (100.0)	107.9
	九州	2,452 (26.8)	2,510 (26.6)	2,528 (28.1)	2,483 (28.7)	2,526 (29.0)	2,777 (28.3)	2,908 (28.6)	115.9
	佐賀	95 (1.0)	100 (1.1)	110 (1.2)	108 (1.2)	105 (1.2)	101 (1.0)	109 (1.1)	109.0
その他	全国	657 (100.0)	730 (100.0)	731 (100.0)	740 (100.0)	787 (100.0)	869 (100.0)	979 (100.0)	134.1
	九州	44 (6.7)	44 (6.0)	38 (5.2)	43 (5.8)	50 (6.4)	54 (6.2)	57 (5.8)	129.5
	佐賀	2 (0.3)	3 (0.4)	2 (0.3)	2 (0.3)	3 (0.4)	3 (0.3)	3 (0.3)	100.0

資料：農林水産省「令和4年農業産出額及び生産農業所得(都道府県別)」(令和6年3月14日公表)

注1 農業産出額には、上記以外に加工農産物を含む。

注2 各部門の計と内訳は、ラウンドの関係で一致しない場合がある。

注3 下段の()は合計(全国)に占める割合

2 畜種毎の飼養頭数及び飼養戸数の推移

- 肉用牛：令和6年の飼養戸数は508戸で、5年間で約16.4%減少し、飼養頭数は52,200頭で、5年前と同水準。
- 乳用牛：令和6年の飼養戸数は32戸で、5年間で約25.6%減少し、飼養頭数は1,830頭で、5年間で約18.3%減少。
- 豚：令和6年の飼養戸数は28戸で、5年間で約34.9%減少し、飼養頭数は69,500頭で、5年間で約14.8%減少。
- 採卵鶏：令和6年の飼養戸数は24戸で、5年間で約20%減少し、飼養頭数は251千羽頭で、5年間で約48.1%減少。
- ブロイラー：令和6年の飼養戸数は62戸で、5年間で約8.8%減少し、飼養頭数は3,929千羽頭で、5年前と同水準。

【飼養戸数及び頭数等】

(単位：戸、頭・千羽、%)

区分(年次)		30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	R6年/R元年比	
肉用牛	全国	戸数	48,300	46,300	43,900	42,100	40,400	38,600	36,500	78.8
		頭数	2,514,000	2,503,000	2,555,000	2,605,000	2,614,000	2,687,000	2,672,000	106.8
	九州	戸数	21,200	20,400	19,300	18,500	19,901	16,900	16,000	78.4
		頭数	901,100	913,600	927,100	952,500	1,019,700	977,400	978,200	107.1
	佐賀	戸数	623	608	576	554	532	519	508	83.6
		頭数	51,700	52,100	52,300	52,600	52,800	52,400	52,200	100.2
乳用牛	全国	戸数	15,700	15,000	14,400	13,800	13,300	12,600	11,900	79.3
		頭数	1,328,000	1,332,000	1,352,000	1,356,000	1,371,000	1,356,000	1,313,000	98.6
	九州	戸数	1,520	1,470	1,410	1,350	1,367	1,230	1,180	80.3
		頭数	106,500	105,300	105,500	104,000	104,970	102,100	97,800	92.9
	佐賀	戸数	45	43	41	40	39	34	32	74.4
		頭数	2,380	2,240	2,240	2,110	2,140	1,970	1,830	81.7
豚	全国	戸数	4,470	4,320	-	3,850	3,590	3,370	3,130	72.5
		頭数	9,189,000	9,156,000	-	9,290,000	8,949,000	8,956,000	8,798,000	96.1
	九州	戸数	1,420	1,370	-	1,250	1,346	1,060	945	69.0
		頭数	2,867,000	2,879,000	-	2,892,000	3,011,700	2,818,000	2,753,000	95.6
	佐賀	戸数	45	43	-	35	34	31	28	65.1
		頭数	84,000	81,600	-	82,900	82,600	85,400	69,500	85.2
採卵鶏	全国	戸数	2,200	2,120	-	1,960	1,880	1,760	1,700	80.2
		羽数	181,950	182,368	-	183,373	182,661	172,265	170,776	93.6
	九州	戸数	458	415	-	381	409	345	337	81.2
		羽数	24,155	24,821	-	24,379	24,915	23,815	21,842	88.0
	佐賀	戸数	30	30	-	26	24	24	24	80.0
		羽数	511	484	-	319	267	200	251	51.9
ブロイラー	全国	戸数	2,260	2,250	-	2,160	2,100	2,100	2,050	91.1
		羽数	138,776	138,228	-	139,658	139,230	141,463	144,859	104.8
	九州	戸数	1,110	1,120	-	1,100	1,107	1,110	1,080	96.4
		羽数	68,750	70,121	-	69,980	70,711	74,113	74,080	105.6
	佐賀	戸数	70	68	-	64	63	62	62	91.2
		羽数	3,806	3,935	-	3,751	3,637	3,949	3,929	99.8

資料：農林水産省「畜産統計」（令和6年2月1日現在、令和6年7月9日公表）

*平成27年と令和2年の豚、採卵鶏及びブロイラーについては公表データなし。（農林業センサス調査年のため。）

*採卵鶏については成鶏めす1,000羽未満、ブロイラーについては、出荷羽数年間3,000羽未満の飼養者を含めていない。

1 佐賀県における農業産出額の推移

○本県畜産部門の産出額は363億円で、農業全体の27.8%を占めている。

○品目別には、肉用牛が182億円でトップ、次いで鶏の109億円、豚の51億円となった。

(単位：億円、%)

区分(年次)	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	R4年/H29年比
農業産出額	1,311 (100.0)	1,277 (100.0)	1,135 (100.0)	1,219 (100.0)	1,206 (100.0)	1,307 (100.0)	99.7
耕種	967	921	791	873	845	939	97.1
畜産	337 (25.7)	351 (27.5)	340 (30.0)	342 (28.1)	356 (29.5)	363 (27.8)	107.7
肉用牛	159 (12.1)	172 (13.5)	163 (14.4)	162 (13.3)	181 (15.0)	182 (13.9)	114.5
乳用牛	18 (1.4)	19 (1.5)	18 (1.6)	20 (1.6)	19 (1.6)	18 (1.4)	100.0
うち生乳	15 (1.1)	15 (1.2)	15 (1.3)	17 (1.4)	16 (1.3)	16 (1.2)	106.7
豚	57 (4.3)	48 (3.8)	49 (4.3)	52 (4.3)	51 (4.2)	51 (3.9)	89.5
鶏	100 (7.6)	110 (8.6)	108 (9.5)	105 (8.6)	101 (8.4)	109 (8.3)	109.0
うち鶏卵	15 (1.1)	14 (1.1)	14 (1.2)	12 (1.0)	13 (1.1)	12 (0.9)	80.0
その他	3 (0.2)	2 (0.2)	2 (0.2)	3 (0.2)	3 (0.2)	3 (0.2)	100.0

資料 農林水産省「農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）」（令和6年3月14日公表）

注 農業産出額には、上記以外に加工農産物を含む。

各部門の計と内訳は、ラウンドの関係で一致しない場合がある。

2 肉用牛

(1) 飼養戸数及び頭数

○本県肉用牛の飼養戸数は508戸で、5年間で16.4%減少し、飼養頭数は52,200頭で、5年間で0.2%増加した。

○農家1戸当たり飼養頭数は102.8頭/戸で、5年間で20.0%増加した。

【飼養戸数及び頭数】

(単位：戸、頭、頭/戸、%)

区分(年次)		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	R6年/R1年比
飼養戸数	全国	46,300	43,900	42,100	40,400	38,600	36,500	78.8
	佐賀	608	576	554	532	519	508	83.6
飼養頭数	全国	2,503,000	2,555,000	2,605,000	2,614,000	2,687,000	2,672,000	106.8
	佐賀	52,100	52,300	52,600	52,800	52,400	52,200	100.2
1戸当たり飼養頭数	全国	54.1	58.2	61.9	64.7	69.6	73.2	135.3
	佐賀	85.7	90.8	94.9	99.2	101.0	102.8	120.0

資料 農林水産省「畜産統計」(令和6年2月1日現在、令和6年7月9日公表)

ア 肥育牛飼養及び生産状況

(単位：戸、頭、頭/戸、%)

区分(年次)		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	R6年/R1年比
肉専用種	飼養戸数*	201	191	190	184	189	181	90.0
	飼養頭数*	35,600	36,500	36,500	36,600	36,400	36,300	102.0
	1戸当たり飼養頭数*	177.1	191.1	192.1	198.9	192.6	200.6	113.3
	出荷頭数**	22,456	22,325	21,836	21,945	22,494	—	—
乳用種	飼養戸数*	29	31	25	28	25	29	100.0
	飼養頭数*	1,140	1,060	1,130	1,220	1,160	1,270	111.4
	1戸当たり飼養頭数*	39.3	34.2	45.2	43.6	46.4	43.8	111.5
	出荷頭数**	907	846	792	966	858	—	—

資料 農林水産省「畜産統計」(令和6年2月1日現在、令和6年7月9日公表)

出荷頭数は、家畜改良センターデータ「と畜頭数」(年度計)

注 *は年次計、**は年度計。

飼養戸数は延べ戸数。飼養頭数は、肥育農家(一貫農家を含む。)が哺育育成中又は肥育中の頭数。

イ 子取り用めす牛(繁殖牛)飼養及び肥育素牛生産状況

(単位：戸、頭、頭/戸、%)

区分(年次)		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	R6年/R1年比
肉専用種	繁殖牛飼養戸数*	452	440	420	407	398	390	86.3
	繁殖牛飼養頭数*	10,100	9,710	9,890	10,000	10,100	9,950	98.5
	1戸当たり繁殖牛飼養頭数*	22.3	22.1	23.5	24.6	25.4	25.5	114.3
	出生頭数**	8,210	8,266	8,298	8,046	8,017	—	—
	肥育素牛生産頭数**	6,568	6,612	6,638	6,436	6,413	—	—
	と畜頭数**	22,456	22,325	21,836	21,945	22,494	—	—
肥育素牛県内自給率**		29.2	29.6	30.4	29.3	28.5	—	—

資料 農林水産省「畜産統計」(令和6年2月1日現在、令和6年7月9日公表)

家畜改良センターデータ(出生頭数、と畜頭数)(年度計)

注 *は年次計、**は年度計。

肥育素牛生産頭数、と畜頭数、自給率は肉専用種(黒毛和種)のみの数値。

肥育素牛生産頭数は、出生頭数×0.8。

(2) 生産及び価格の動向

○本県の肉用子牛出荷頭数は6,039頭で、5年間で6.6%減少した。

○と畜頭数は23,362頭で、5年間で0.8%減少した。

【肉用子牛出荷頭数及びと畜頭数】

(単位：頭、%)

区分(年次)		30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	R5年/H30年比	
肉用子牛出荷頭数	全国	312,500	312,198	342,798	348,530	360,813	366,887	117.4	
	佐賀	6,467	6,434	6,720	6,147	6,206	6,039	93.4	
と畜頭数	全国	1,056,238	1,043,093	1,051,862	1,055,075	1,087,545	1,098,455	104.0	
	佐賀	23,543	23,368	23,178	22,628	22,911	23,362	99.2	
	うち黒毛和種	全国	452,955	457,904	477,761	482,847	489,792	506,677	111.9
		佐賀	22,452	22,456	22,325	21,836	21,945	22,494	100.2
	うち乳用種	全国	338,651	332,323	328,203	325,007	330,560	320,153	94.5
		佐賀	412	326	349	301	390	286	69.4
うち交雑種	全国	249,012	236,905	228,052	228,798	248,612	260,789	104.7	
	佐賀	672	581	497	491	576	572	85.1	

資料 肉用子牛出荷頭数は農畜産業振興機構HP「肉用子牛取引状況表(中央家畜市場)」(年度計)

と畜頭数のうち全国値は農林水産省「畜産物流通統計」(令和6年6月28日公表)(年度計)

と畜頭数のうち佐賀県値は家畜改良センターデータ(年度計)

注 と畜頭数のうち黒毛和種の全国値は、「和牛」の頭数を採用。

【和子牛価格及び牛枝肉卸売価格】

(単位：円/頭、円/kg、%)

区分(年次)		30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	R5年/H30年比
和子牛価格	全国	762,511	766,011	688,976	755,156	667,824	569,134	74.6
	佐賀	769,313	747,918	654,871	755,831	668,528	566,909	73.7
和牛去勢A-5価格(大阪)		2,846	2,794	2,522	2,767	2,664	2,574	90.4
和牛去勢A-4	〃	2,504	2,417	2,079	2,451	2,340	2,157	86.1
乳牛去勢B-3	〃	1,182	-	1,058	1,151	1,881	1,165	98.6
乳牛去勢B-2	〃	1,079	1,091	1,033	1,057	1,339	829	76.8

資料 農畜産業振興機構HP「畜産物の需給関係の諸統計データ」

大阪市場の価格については農林水産省「畜産物流通統計」(令和6年6月28日公表)

(3) 肉専用種枝肉格付状況の推移(黒毛和種去勢 4・5率)

○本県産牛肉の格付状況は、5年間で4・5率が7.4ポイント増加し、94.4%となった。

(単位：%、ポイント)

区分(年度)		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	R5年-H30年
4 率	全国	40.5	37.7	36.0	33.4	28.9	27.0	-13.5
	佐賀	39.7	36.0	32.0	28.6	26.4	23.7	-16.0
5 率	全国	43.2	48.8	52.2	56.7	62.7	65.4	22.2
	佐賀	47.2	51.8	59.4	64.0	67.7	70.7	23.5
合計	全国	83.7	86.6	88.2	90.1	91.6	92.5	8.8
	佐賀	87.0	87.8	91.4	92.5	94.1	94.4	7.4

資料 (公社)日本食肉格付協会「牛枝肉格付情報」

(4) 佐賀牛の出荷頭数

○肉質の改良や肥育技術の向上などにより、佐賀牛の発生率は年々向上している。

(単位：頭、%、ポイント)

区分(年度)		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	R5年/H30年比
JAグループ出荷頭数		16,124	16,391	16,259	16,091	15,987	16,834	104.4
佐賀牛の出荷頭数		10,224	11,099	12,114	12,741	13,116	14,129	138.2
佐賀牛の発生率		63.4	67.7	74.5	79.2	82.0	83.9	+20.5

資料 JAグループ佐賀

(5) 収益性の動向

○価格の低迷や飼料価格の高騰等により、所得は大幅に減少している。

【収益性】

(単位：円/頭、%)

区分(年度)		29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	R4年-H29年
繁殖雌牛 1頭当たり所得(子牛生産費)	全国	370,773	336,995	327,905	243,981	260,554	107,460	△ 263,313
	九州	349,068	324,362	295,739	194,949	157,597	93,436	△ 255,632
去勢若齢肥育牛 1頭当たり所得	全国	123,445	54,041	70,929	△ 49,813	66,941	7,451	△ 115,994
	九州	82,104	6,097	38,707	△ 80,520	61,748	△ 10,800	△ 92,904
交雑種肥育牛 1頭当たり所得	九州	△ 25,336	△ 15,712	39,374	△ 104,939	△ 39,864	△ 71,385	△ 46,049
乳用種肥育牛 1頭当たり所得	九州	△ 14,643	△ 12,138	△ 11,840	△ 35,635	△ 77,927	△ 149,989	△ 135,346

資料 農林水産省「農業経営統計調査 令和4年度畜産物生産費」(令和6年3月29日公表)

(6) 輸入の動向

○牛肉の輸入量は約50万トンで、5年間で19.0%減少した。

○米国、豪州産で総輸入量の約8割を占めており、5年間で米国産は24.6%減少し、豪州産は28.7%減少した。

【輸入量】

(単位：トン、%)

区分(年度)		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	R5年/H30年比
輸入量		619,686	622,366	590,992	569,107	562,505	501,898	81.0
うちアメリカ		254,324	245,377	252,705	221,918	232,994	191,802	75.4
うちオーストラリア		310,064	290,926	255,908	228,100	208,016	221,186	71.3

資料 農畜産業振興機構HP「畜産物の需給関係の諸統計データ」

3 酪農

(1) 飼養戸数及び頭数

○本県酪農の飼養戸数は32戸で、5年間で25.6%減少し、飼養頭数は1,830頭で、5年間で18.3%減少した。

○農家1戸当たり経産牛飼養頭数は45頭/戸で、5年間で18%増加した。

【飼養戸数及び頭数等】

(単位：戸、頭、頭/戸、kg/頭、%)

区分(年次)		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	R6年/R1年比
飼養戸数	全国	15,000	14,400	13,800	13,300	12,600	11,900	79.3
	都府県	9,070	8,520	8,120	7,740	7,240	6,730	74.2
	佐賀	43	41	40	39	34	32	74.4
飼養頭数	全国	1,332,000	1,352,000	1,356,000	1,371,000	1,356,000	1,313,000	98.6
	都府県	530,600	531,400	525,900	525,100	513,000	491,200	92.6
	佐賀	2,240	2,240	2,110	2,140	1,970	1,830	81.7
経産牛飼養頭数	全国	839,200	838,900	849,300	861,700	836,600	826,200	98.5
	都府県	374,700	379,100	379,000	380,800	366,600	358,200	95.6
	佐賀	1,640	1,760	1,640	1,650	1,540	1,440	87.8
未經産牛飼養頭数 (2歳未満)	全国	431,100	452,000	445,800	447,200	459,300	423,000	98.1
	都府県	132,700	126,500	120,600	117,200	120,000	105,700	79.7
	佐賀	520	380	360	390	340	280	53.8
1戸当たり経産牛 飼養頭数	全国	55.9	58.3	61.5	64.8	66.4	69.4	124.1
	都府県	41.3	44.5	46.7	49.2	50.6	53.2	128.8
	佐賀	38.1	42.9	41.0	42.3	45.3	45.0	118.0
経産牛1頭当たり 搾乳量	全国	8,767	8,806	8,938	8,941	-	-	-
	都府県	8,554	8,640	8,779	8,901	-	-	-
	佐賀	8,433	8,439	8,539	8,512	-	-	-

資料 農林水産省「畜産統計」(令和6年2月1日現在、令和6年7月9日公表)

農林水産省「牛乳乳製品統計」(令和5年7月26日公表)

注 「経産牛1頭当たり搾乳量」(佐賀)：生乳生産量/{(当年の経産牛飼養頭数+次年の経産牛飼養頭数)/2} *1,000

(2) 生産及び価格の動向

○県プールの乳価は124円/kgで、5年間で21.6%増加した。

【生乳生産量及び乳製品等の価格】

(単位：t、円/kg、円/25kg、%)

区分(年次)		30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	R5年/H30年比
生乳生産量	全国	7,289,227	7,313,530	7,438,218	7,592,061	7,617,473	-	-
	都府県	3,324,034	3,265,333	3,284,504	3,326,461	3,308,198	-	-
	佐賀	14,715	14,336	14,346	14,046	13,576	-	-
原料用バター価格		1,389	1,385	1,407	1,388	1,372	1,537	110.6
脱脂粉乳価格(25kg)		17,952	17,873	17,698	17,598	17,580	19,511	108.7
佐賀県プール乳価		102	109	110	110	112	124	121.6

資料 農林水産省「牛乳乳製品統計」(令和5年7月26日公表)

「大口需要者向けの価格動向」(令和5年9月25日公表)

J Aグループ佐賀データ(佐賀県プール乳価)

注 バター及び脱脂粉乳価格は年度平均

都府県の生乳生産量は、全国値から北海道値を差し引いた値

佐賀県プール乳価は令和元年度から算出方法変更

(3) 収益性

○搾乳牛1頭当たりの所得は238,895円で、5年間で12.2%減少した。

【収益性】

(単位：円/頭、%)

区分(年度)		29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	R4年/H29年比
搾乳牛通年換算 1頭当たり所得	全国	306,277	291,225	278,479	261,994	211,136	106,546	34.8
	九州	272,140	306,593	270,046	303,314	310,584	238,895	87.8

資料 農林水産省「農業経営統計調査 令和4年度畜産物生産費」(令和6年3月29日公表)

4 養豚

(1) 飼養戸数及び頭数の動向

○本県養豚の飼養戸数は28戸で、5年間で34.9%減少し、飼養頭数は69,500頭で、5年間で14.8%減少した。

○農家1戸当たり飼養頭数は2,482頭/戸で、5年間で30.8%増加した。

【飼養戸数及び頭数】

(単位：戸、頭、頭/戸、%)

区分(年次)		令和元年	3年	4年	5年	6年	R6年/R1年比
飼養戸数	全国	4,320	3,850	3,590	3,370	3,130	72.5
	佐賀	43	35	34	31	28	65.1
飼養頭数	全国	9,156,000	9,290,000	8,949,000	8,956,000	8,798,000	96.1
	佐賀	81,600	82,900	82,600	85,400	69,500	85.2
子取り用めす豚頭数	全国	853,100	823,200	789,100	791,800	758,300	88.9
	佐賀	7,390	7,160	6,660	6,470	6,100	82.5
1戸当たり飼養頭数	全国	2,119	2,413	2,493	2,658	2,811	132.7
	佐賀	1,898	2,369	2,429	2,755	2,482	130.8

資料 農林水産省「畜産統計」(令和6年2月1日現在、令和6年7月9日公表)

注 令和2年は農林業センサス実施年のため調査は休止している。

(2) 生産及び価格の動向

○本県の肉豚と畜頭数は99,643頭で、5年間で7.2%減少した。

○卸売価格は608円/kgで、5年間で16.9%増加した。

【と畜頭数及び枝肉価格】

(単位：頭、円/kg、%)

区分(年次)		30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	R5年/H30年比
と畜頭数	全国	16,429,217	16,318,552	16,689,638	16,835,709	16,577,133	16,406,981	99.9
	佐賀	107,389	104,921	104,828	103,526	99,795	99,643	92.8
卸売価格(東京市場・省令)		520	525	565	547	534	608	116.9

資料 農林水産省「畜産物流通統計」(令和6年6月28日公表)

(3) 豚肉の上物率(格付「極上」と「上」の割合)

(単位：%、ポイント)

区分(年度)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	R5年-H30年
肉豚上物率	65.5	65.0	61.3	60.8	60.7	62.8	-2.7

資料 J Aグループ佐賀データ

(4) 収益性の動向

○肥育豚1頭当たりの所得は1,080円で、飼料価格高騰等の影響により減少した。

【収益性】

(単位：円/頭、%)

区分(年度)	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	R4年/H29年比
肥育豚1頭当たり所得	全国	10,729	7,504	7,596	9,712	4,533	10.8
	九州	10,409	8,477	7,592	10,302	4,993	10.4

資料 農林水産省「農業経営統計調査 令和4年度畜産物生産費」(令和6年3月29日公表)

(5) 輸入の動向

○豚肉の輸入量は約91万トンで、5年間で0.2%減少した。

【輸入量】

(単位：トン、%)

区分(年度)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	R5年/H30年比
輸入量	916,172	953,112	883,985	928,994	965,144	914,511	99.8
うちアメリカ	258,453	251,196	250,265	249,078	226,712	224,745	87.0
うちカナダ	223,342	236,255	235,430	226,213	208,376	221,052	99.0
うちスペイン	109,433	122,812	98,995	136,233	189,502	164,138	150.0
うちデンマーク	103,920	102,489	74,269	81,367	84,612	55,633	53.5

資料 農畜産業振興機構HP「畜産物の需給関係の諸統計データ」

5 採卵鶏

(1) 飼養戸数及び羽数の動向

○本県採卵鶏の飼養戸数は24戸で、5年間で20.0%減少し、飼養羽数は251千羽で、5年間で48.1%減少した。

○農家1戸当たり飼養羽数は10.5千羽/戸で、5年間で34.8%減少した。

【飼養戸数及び飼養羽数】

(単位：戸、千羽、千羽/戸、%)

区分(年次)		令和元年	3年	4年	5年	6年	R6年/R1年比
飼養戸数	全国	2,120	1,960	1,880	1,760	1,700	80.2
	佐賀	30	26	24	24	24	80.0
飼養羽数	全国	182,368	183,373	182,661	172,265	168,599	92.4
	佐賀	484	319	267	200	251	51.9
成鶏めす飼養羽数	全国	141,792	140,697	137,291	128,579	129,729	91.5
	佐賀	363	283	230	184	233	64.2
1戸当たり飼養羽数	全国	86.0	93.6	97.2	97.9	99.2	115.3
	佐賀	16.1	12.3	11.1	8.3	10.5	65.2

資料 農林水産省「畜産統計」(令和6年2月1日現在、令和6年7月9日公表)

注 戸数及び羽数は種鶏を除く

令和2年は農林業センサス実施年のため調査は休止している。

(2) 生産及び価格の動向

○本県の鶏卵生産量は4,914トンで、5年間で27.0%減少した。

【出荷量及び価格】

(単位：トン、円/kg、%)

区分(年次)		30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	R5年/H30年比
生産量	全国	2,627,764	2,639,733	2,632,882	2,574,255	2,596,725	2,437,773	92.8
	佐賀	6,731	7,069	6,290	5,415	4,768	4,914	73.0
卸売価格(東京・全農M・税抜)		171	182	170	215	251	276	161.4

資料 農林水産省「鶏卵流通統計」(令和6年3月26日公表)

農畜産業振興機構HP「畜産物の需給関係の諸統計データ」

注 卸売価格については「年度平均」。

6 ブロイラー

(1) 飼養戸数及び羽数の動向

○本県ブロイラーの飼養戸数は62戸で、5年間で8.8%減少し、飼養羽数は3,929千羽で、0.2%減少した。

○農家1戸当たり飼養羽数は63.4千羽/戸で、5年間で9.5%増加した。

【飼養戸数及び飼養羽数】

(単位：戸、千羽、千羽/戸、%)

区分(年次)		令和元年	3年	4年	5年	6年	R6年/R1年比
飼養戸数	全国	2,250	2,160	2,100	2,100	2,050	91.1
	佐賀	68	64	63	62	62	91.2
飼養羽数	全国	138,228	139,658	139,230	141,463	144,859	104.8
	佐賀	3,935	3,751	3,637	3,949	3,929	99.8
1戸当たり飼養羽数	全国	61.4	64.7	66.3	67.4	70.7	115.1
	佐賀	57.9	58.6	57.7	63.7	63.4	109.5

資料 農林水産省「畜産統計」(令和6年2月1日現在、令和6年7月9日公表)

注 令和2年は農林業センサス実施年のため調査は休止している。

(2) 生産及び価格の動向

○本県のブロイラー出荷羽数は17,366千羽で、5年間で0.7%増加した。

【出荷戸数・羽数及び価格】

(単位：千羽、円/kg、%)

区分(年次)		令和元年	3年	4年	5年	6年	R6年/R1年比
出荷羽数	全国	695,335	713,782	719,259	720,878	731,847	105.3
	佐賀	17,249	17,292	16,440	17,863	17,366	100.7
卸売価格(東京市場・もも)		593	636	713	720	—	—

資料 農林水産省「畜産統計」(令和6年2月1日現在、令和6年7月9日公表)

令和2年は農林業センサス実施年のため調査は休止している。

農畜産業振興機構HP「畜産物の需給関係の諸統計データ」

注 卸売価格については「年度平均」。

(3) 輸入の動向

○ブロイラーの輸入量は約60万トンで、5年間で11.7%増加した。

○ブラジル、タイ産で総輸入量の97.8%を占めており、5年間でタイ産が大幅に増加している。

【輸入量】

(単位：トン、%)

区分(年度)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	R5年/H30年比
輸入量	544,910	572,118	552,832	594,223	565,043	608,569	111.7
うち中国	31	8	—	—	—	—	—
うちアメリカ	16,768	16,061	12,323	15,908	10,994	12,321	73.5
うちタイ	131,139	127,978	133,362	135,335	140,413	173,026	131.9
うちブラジル	394,503	424,479	404,647	440,458	411,641	422,517	107.1

資料 農畜産業振興機構HP「畜産物の需給関係の諸統計データ」

7 飼料

○飼料作物の作付面積は4,420haで、5年間で31.5%増加した。

【飼料作物作付面積】

(単位：ha、%)

区分(年次)		30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	R5年/H30年比
飼料作物作付面積	全国	970,300	961,600	955,700	1,001,000	1,026,000	1,018,000	104.9
	佐賀	3,360	3,380	3,460	3,780	4,180	4,420	131.5

資料 農林水産省「作物統計 作況調査」(令和6年3月8日公表)

○配合飼料価格は、97,531円/トンで、5年間で45.7%増加した。

【配合飼料価格】

(単位：円/トン、%)

区分(年度)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	R5年/H30年比
配合飼料価格(工場渡し価格)	66,951	66,769	67,556	80,485	97,544	97,531	145.7

資料 農林水産省生産局畜産部飼料課編 公益社団法人配合飼料供給安定機構発行「飼料月報」(令和6年5月20日公表)

8 畜産環境保全

○家畜排せつ物法適用農家は、平成17年から全戸適正な処理を実施している。

【県内家畜ふん尿適正処理戸数(法適用農家)】

(単位：戸、%)

区分(年度)	28年度	29年度	30年度	令和元年度	3年度	4年度	R4年/H28年比
畜産農家戸数	693	690	611	609	614	595	85.9
適正処理戸数	693	690	611	609	614	595	85.9
適正処理割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—

資料 「家畜保健衛生所調査」

注 令和2年度は調査していない。

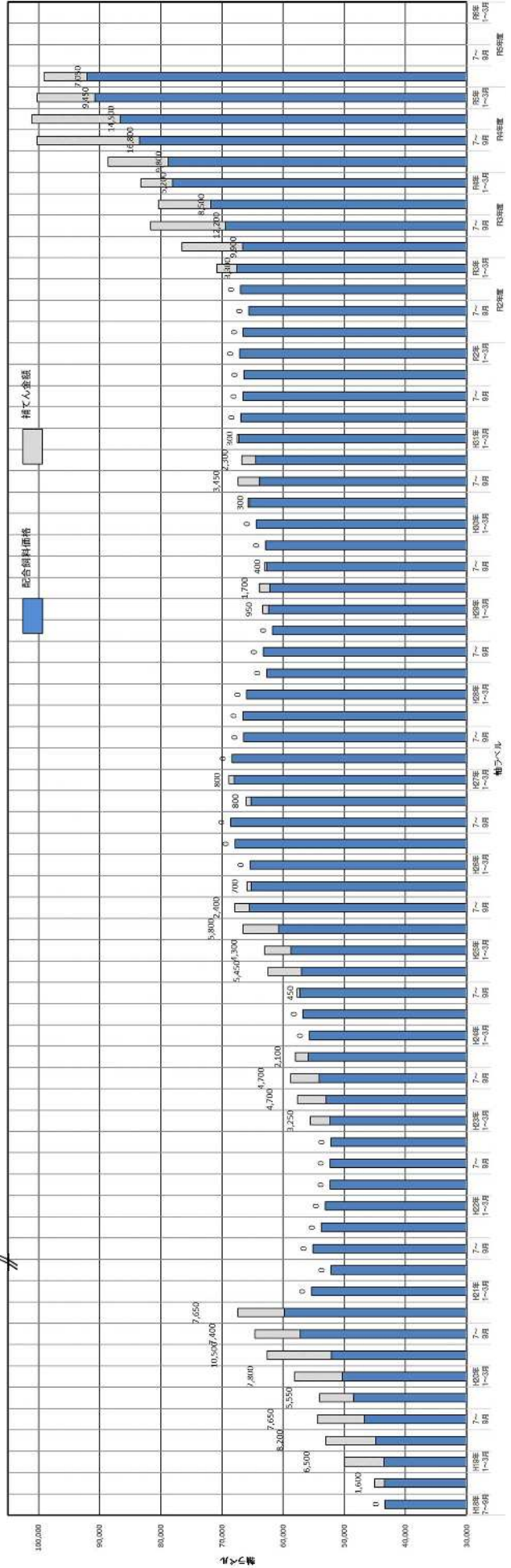
配合飼料価格の推移について(佐賀県)

- 令和5年10月～12月期の配合飼料供給価格については、飼料情勢、外国為替情勢等を踏まえ、令和5年7月～9月期に対し、全国全畜種平均トン当たり2,700円値下げが決定されている。配合飼料情勢としては以下のとおりである。
- トウモロコシのシカゴ相場について令和5年6月は600セント／ブシエル台で推移していたが、米国産地が天候に恵まれたことと中国向け輸出成約が低調となったので7月は490セント／ブシエル前後まで下げた。その後は米国産地の高温乾燥懸念から530セント／ブシエル前後まで上昇したものの、7月下旬以降の天候が受粉に適し軟調な展開となり480セント／ブシエル台で推移している。
- 大豆油粕のシカゴ相場については上下がありながら、主要輸入相手国の中国大豆粕価格が堅調な需要により上昇していることに加え、為替円安の影響などから値上がりが見込まれている。
- 海上運賃は5月は50ドル／トン台で推移し、その後は原油価格が下落し480ドル／トン台まで値下げされたものの8月になり原油価格が堅調になったことと船舶需要が高まり、現在は55ドル／トン越で推移している。
- 為替相場や大豆価格の値上げはあるものの、トウモロコシが値下げしていることから令和5年10月～12月期の配合飼料価格は前期に比べ値下げの動き。
※1ブシエル＝25.4kg

配合飼料価格
上下幅
農家負担額(推計)
上下幅
補てん額

H24年 1～3月
55,700
△2,315
55,700
△215
0

	R2年 1～3月	4～6月	7～9月	10～ 12月	R3年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	R4年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	R5年 1～3月	4～6月
配合飼料価格	67,169	66,538	65,653	66,987	70,859	76,558	81,674	80,423	83,302	88,599	100,270	101,092	100,237	99,135
上下幅	757	△631	△885	1,334	3,872	5,699	5,116	△1,251	2,879	5,297	11,671	822	△855	△1,102
農家負担額(推計)	67,169	66,538	65,653	66,987	67,559	66,658	69,474	71,923	78,102	78,799	83,470	86,592	90,787	92,085
上下幅	757	△631	△885	1,334	572	△901	2,816	2,449	6,179	697	4,671	3,122	4,195	1,298
補てん額	0	0	0	0	3,300	9,900	12,200	8,500	5,200	9,800	16,800	14,500	9,450	7,050



配合飼料価格の推移について(佐賀県)

作成: 令和6年6月28日現在

○全農は令和6年7～9月期の配合飼料供給価格について、飼料情勢・外国為替情勢等を踏まえ、令和6年4～6月期に対し、全国全畜種総平均トン当たり約2,200円値上げすることを決定しました。

○とうもろこしのシカゴ定期は、3月28日の米国農務省発表の米国産とうもろこしの作付面積見通しが事前予想を下回ったことや、米国産地で降雨による作付遅延懸念などから上昇し、現在は450セント/ブッシェル前後で推移しています。今後は、南米産地の作柄や、天候などに左右される相場展開が見込まれます。

○大豆粕のシカゴ定期は、3月上旬には370ドル/トン前後でしたが、5月初旬に発生したブラジルの洪水による生産量減少懸念などにより相場が上昇し、現在は400ドル/トン前後で推移しています。国内大豆粕価格は、シカゴ定期の上昇および為替円安の影響などから値上がりが見込まれます。

○海運については、パナマックス型海上運賃は、2月には50ドル/トン台後半で推移していましたが、中国向けの石炭輸送需要が増加したことや、中東情勢の緊迫化を受けて原油相場が高騰し3月には65ドル/トン前後まで上昇しました。その後、石炭向けが緩和したことなどから、現在は60ドル/トン前後で推移しています。

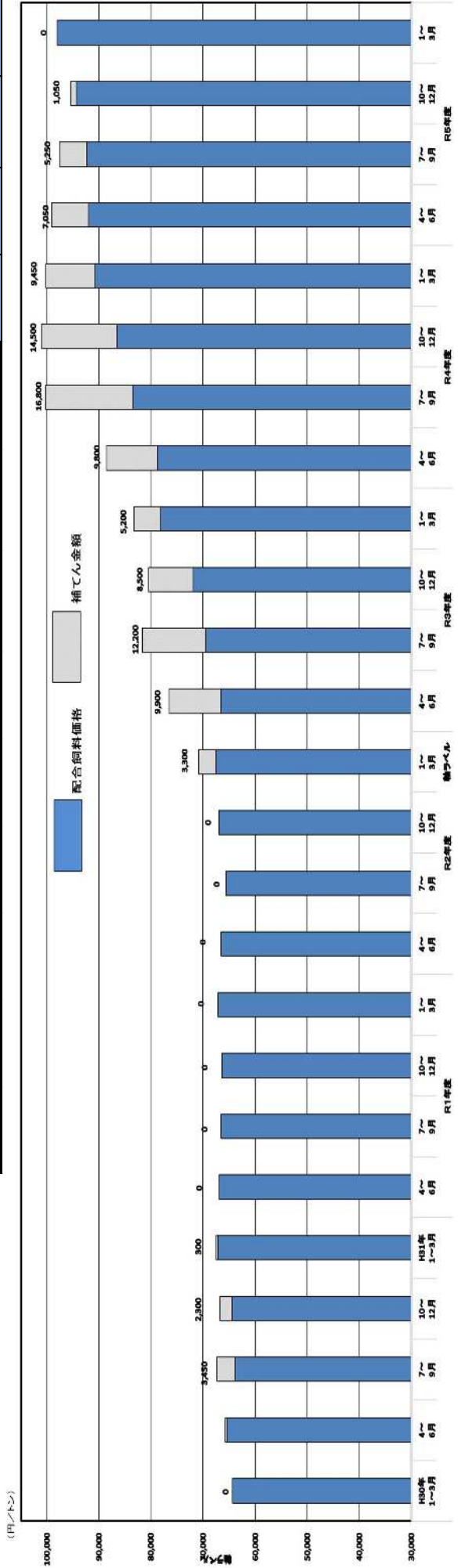
○外国為替は、日銀金融政策決定会合で金融緩和政策は維持される見通しとなったことに加え、4月10日に発表された米国の消費者物価指数が市場予想を上回り、利下げ観測が後退したことなどから円安が進み4月末には一時160円台をつけました。その後、日本の当局が為替介入を実施したものの、日米金利差が拡大した状態が継続していることから、現在は158円前後で推移しています。

○以上から、為替円安やシカゴ定期の上昇などによりとうもろこしや大豆粕の価格が値上がりとなることから、令和6年7～9月期の配合飼料価格は前期対比値上げとなります。

(1ブッシェル＝25.4kg)

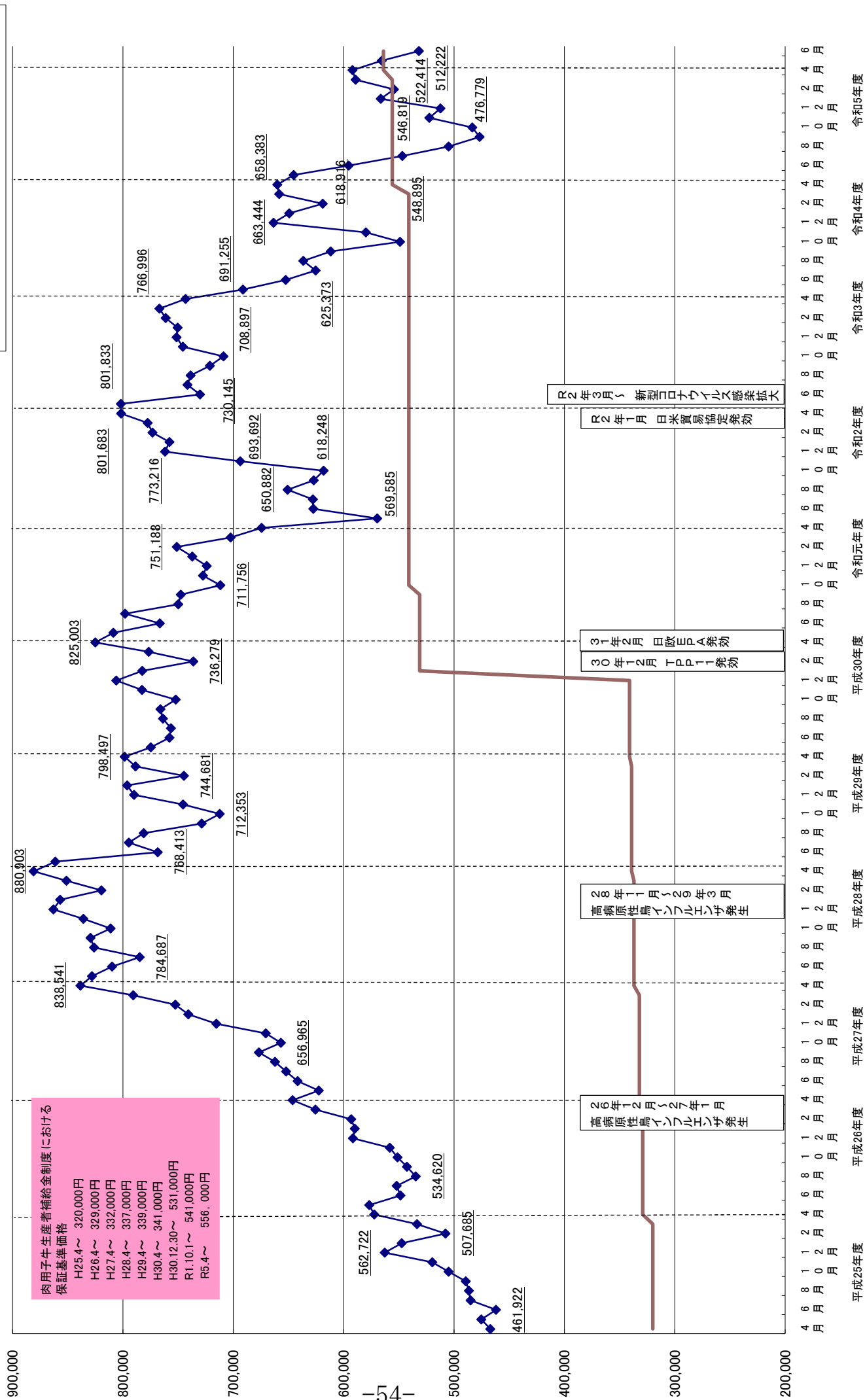
H24年 1～3月	55,700
上下幅	△ 2,315
農家負担額(推計)	55,700
上下幅	△ 215
補てん額	0

	R3年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	R4年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	R5年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	R6年 1～3月
配合飼料価格	70,859	76,558	81,674	80,423	83,302	88,599	100,270	101,092	100,237	99,135	97,623	95,441	98,074
上下幅	3,872	5,699	5,116	△ 1,251	2,879	5,297	11,671	822	△ 855	△ 1,102	△ 1,512	△ 2,182	2,633
農家負担額(推計)	67,559	66,658	69,474	71,923	78,102	78,799	83,470	86,592	90,787	92,085	92,373	94,391	98,074
上下幅	572	△ 901	2,816	2,449	6,179	697	4,671	3,122	4,195	1,298	288	2,018	3,683
補てん額	3,300	9,900	12,200	8,500	5,200	9,800	16,800	14,500	9,450	7,050	5,250	1,050	0

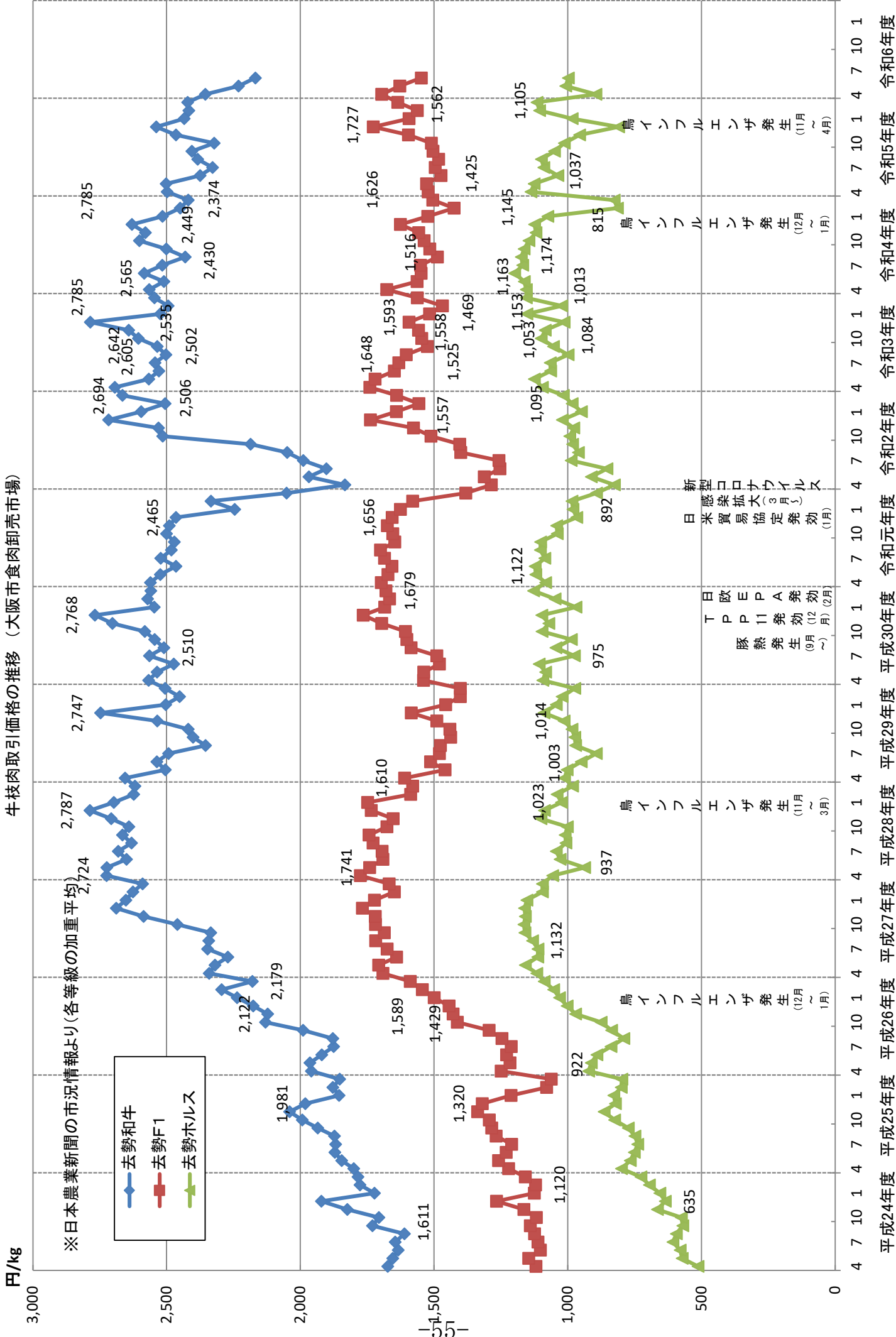


黒毛和種子牛の平均価格の推移(佐賀中央家畜市場)

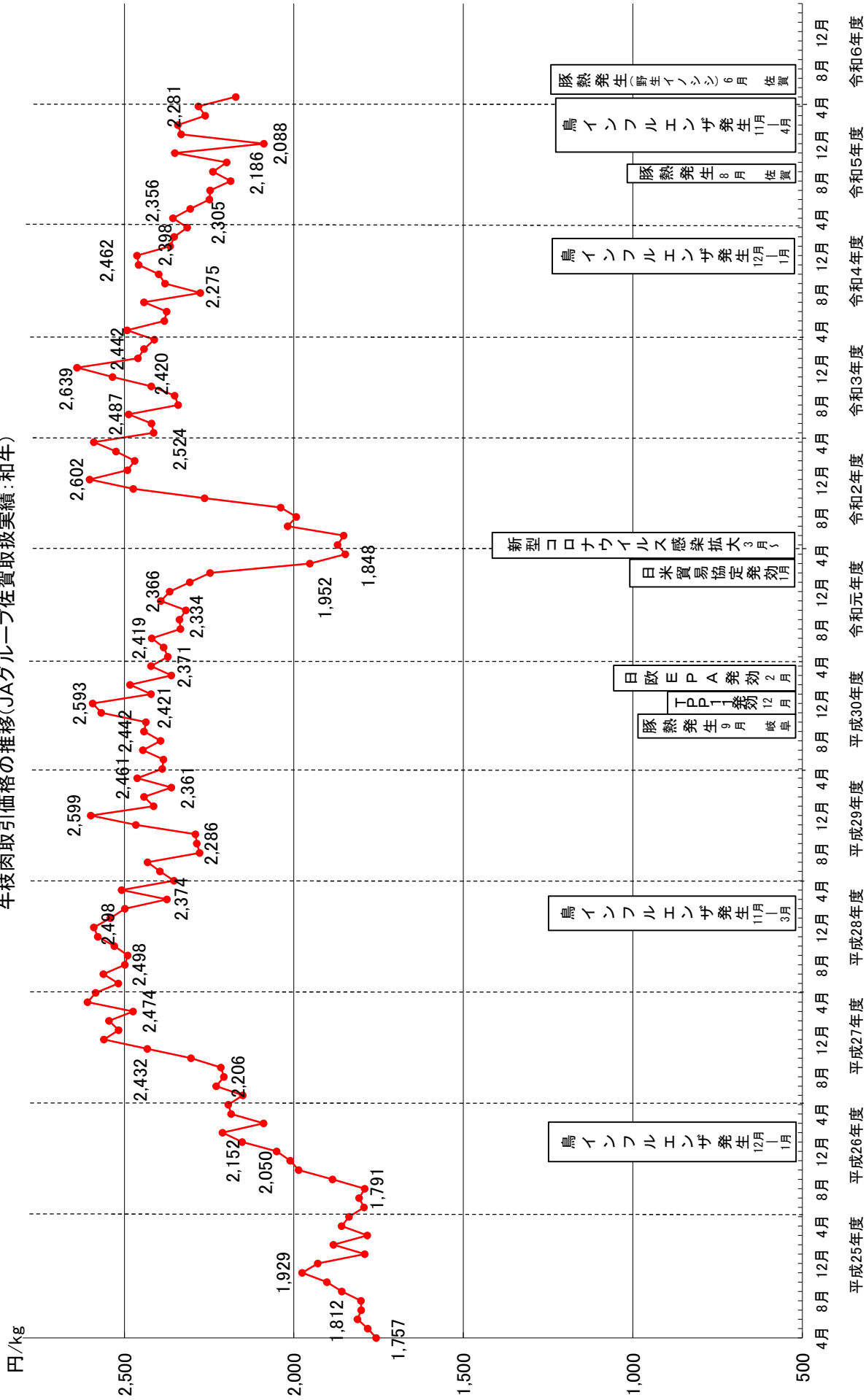
平均価格
(円/頭)



牛枝肉取引価格の推移 (大阪市食肉卸売市場)



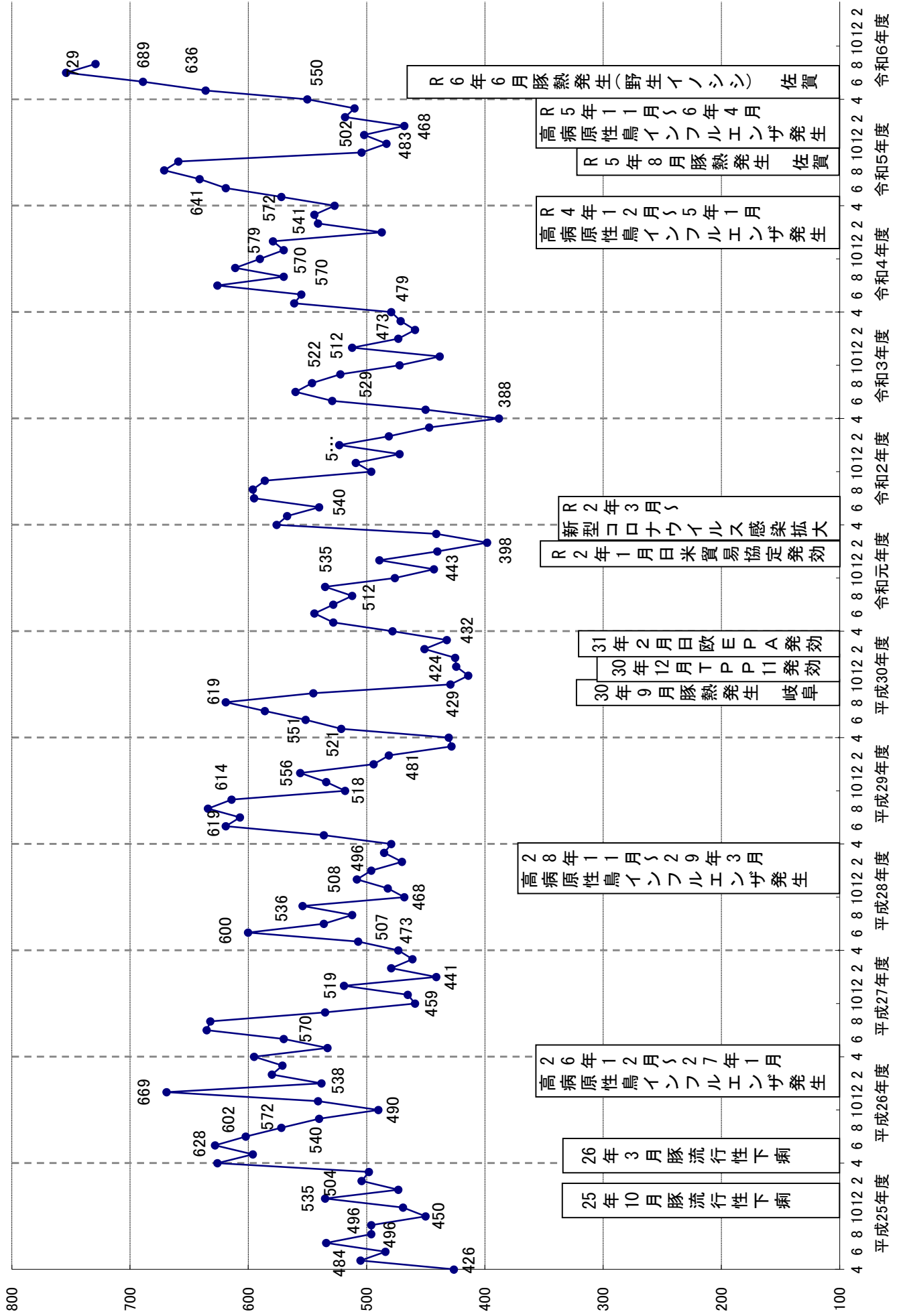
牛枝肉取引価格の推移(JAグループ佐賀取扱実績・和牛)



※黒毛和種の去勢牛、雌牛、経産牛の平均価格(税抜き)

肉豚取引価格の推移(福岡市中央卸売市場)

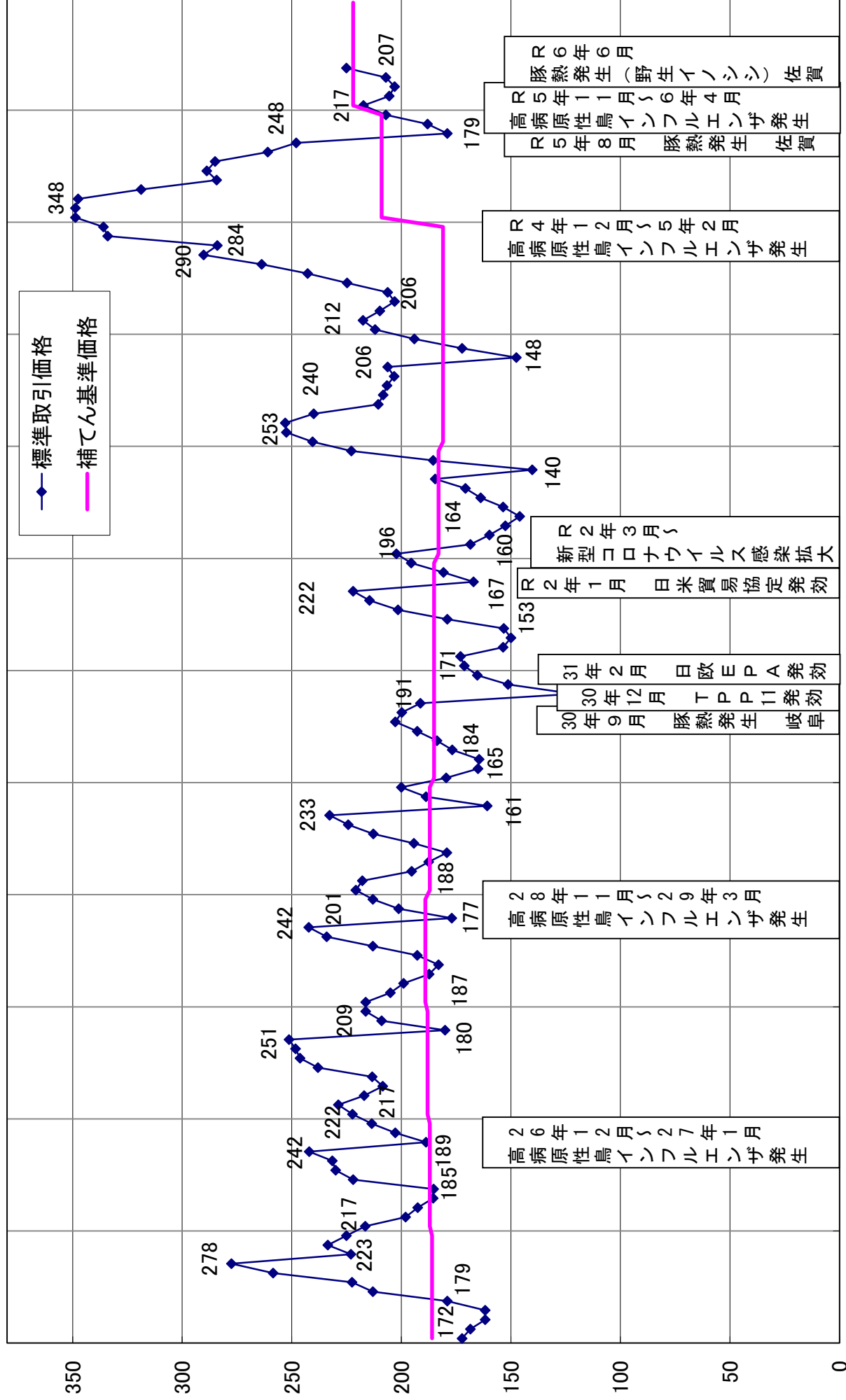
取引価格
(円/kg)



取引価格
(円/kg)

鶏卵標準取引価格の推移

※JA全農たまご株式会社相場情報 (M基準値)

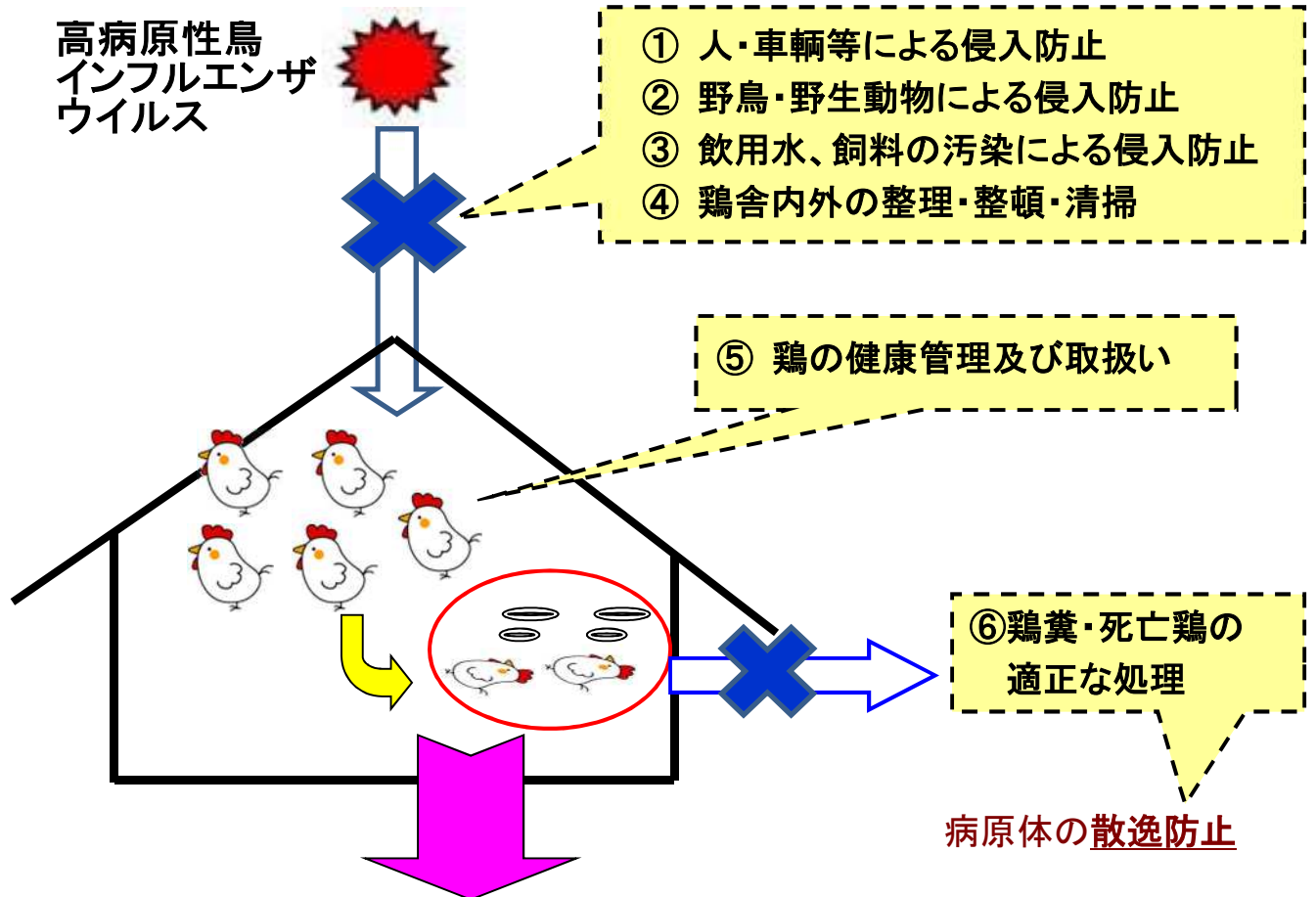


佐賀県肉用牛改良資源施設飼養 種雄牛一覽

令和6年6月21日現在 (育種価評価 令和6年4月)

区分	種雄牛名	父	母方祖父	母方曾祖父	4代祖	5代祖	生年月日	産地・育種価・検定成績
検 定 中 (待 機)	照茂栄	福安照	百合茂	福栄	北国7の3	第20平茂	H26.11.15	産地:白石町 直検:DG=1.16 現検:枝重550.6kg、BMS9.4 (R2.5月選抜)
	豊晴福	豊茂国	平茂晴	福之国	安平	糸福 (大分)	H27.10.25	産地:玄海町 直検:DG=1.28 現検:枝重536.1kg、BMS9.6 (R3.5月選抜)
	美津秀吉	美津照重	勝忠平	福栄	糸晴 (佐賀)	糸波	H30.11.28	産地:白石町 直検:DG=1.36 現検:枝重547.7kg、BMS10.6 (R6.5月選抜)
	二尺玉	直太郎	勝忠平	安福久	百合茂	平茂勝	R元.8.11	産地:嬉野市 直検:DG=1.38 R7.5月選抜予定
	美智久	美国桜	耕富士	安福久	平茂勝	安平	R2.5.30	産地:鹿島市 直検:DG=1.20 R8.5月選抜予定
	美国85乃3	美国桜	白鵬85の3	百合白清2	勝安波	安平	R2.11.29	産地:伊万里市 直検:DG=1.14 R9.5月選抜予定
	九八	福之姫	百合茂	安福久	勝忠平	第5隼福	R3.9.8	産地:唐津市 直検:DG=1.04 R10.5月選抜予定
	福之福	福之姫	安亀忠	安福久	平茂晴	平茂勝	R4.10.16	産地:唐津市 直検:DG=0.89 R10.5月選抜予定
	貴白清2	貴隼桜	百合白清2	平茂晴	安福久	平茂勝	R4.9.11	産地:唐津市 直検:DG=1.23 事業団連携 (予定)
	零魅幸	勝乃幸	零実緒	平茂晴	勝忠平	安福165の9	R5.2.8	産地:玄海町 直検:令和5年9月開始
第28期 人工授精による作出 (R5.4~人工授精開始)								
第29期 人工授精による作出 (R6.4~人工授精開始)								
全農種雄牛	満天太郎	金太郎3	百合茂	安福久	平茂勝	忠福	H29.5.29	産地:北海道 H31.3月搬入
	北桜丸	勝早桜5	安福久	勝忠平	第5隼福	金徳	H31.1.13	産地:北海道 R2.3月搬入
	北福峰	紀多福	白鵬85の3	美津照重	百合茂	美津福	R3.4.19	産地:北海道 R4.3月搬入
	北萬徳	紀多福	満天白清	耕富士	福之国	百合茂	R4.7.21	産地:北海道 R5.5月搬入
	千代萬徳	北美津久	満天白清	耕富士	福之国	百合茂	R5.6.19	産地:北海道 R6.5月搬入
	南富士	美国桜	耕富士	安福久	勝忠平	神高福	R2.5.28	産地:小城市 直検:DG=1.46 E黒0.45・R3後期調整交配 (令和4年9月1日譲渡)
団事業 携運業								

高病原性鳥インフルエンザの 防疫対策は十分にできていますか？



大量の鶏が異常に死亡している場合や死亡羽数が増加している場合は直ちに家畜保健衛生所に連絡してください！

★ [佐賀県中部家畜保健衛生所（佐城・三神・鳥栖地区）](#)

〒849-0928 佐賀市若楠 2-7-4 Tel : 0952-31-2211

★ [佐賀県北部家畜保健衛生所（東松浦地区）](#)

〒847-0323 唐津市鎮西町岩野 225-1 Tel : 0955-82-3841

★ [佐賀県西部家畜保健衛生所（西松浦・杵島・藤津地区）](#)

〒843-0024 武雄市武雄町富岡 12266 Tel : 0954-22-3185

★ [佐賀県農林水産部畜産課](#)

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59 Tel : 0952-25-7122

土・日・祝日や夜間もつながります。

あなたの鶏舎は大丈夫？ 今すぐ確認を！！

1. 人・車両等による侵入防止

- ★農場出入り口……外来者の出入りを監視したり、外来車両の消毒等を確認していますか。
- ★鶏舎出入り口……外来者の出入りは最小限としたうえで、衛生的な区画と非衛生的区画を分離していますか。
衣服、履き物の交換の際、交換前の衣服等の汚れが交換後の衣装等に伝播するのを防止できる鶏舎の構造にしていますか。
- ★鶏舎内……踏み込み消毒槽と手指消毒用押式消毒器または消毒薬噴霧器を設置していますか。

2. 野鳥・野生動物による侵入防止

- ★鶏舎には2cm角以下の網目の防鳥ネットを上から覆うように、ゆったりと垂らすように張り、間隙を塞いでいますか。また破損が見つかったら、直ちに補修していますか。
- ★防鳥対策と同様、間隙を塞ぎ、ネズミの侵入を防止していますか。
- ★ネズミを見つけた場合、その侵入経路を見つけ、捕獲装置の設置、殺鼠剤の使用により駆除していますか。
- ★鶏舎周辺、農場敷地周辺及び農場内道路へ消石灰を散布していますか。
- ★鶏舎の中に入ったら、すぐに扉を閉めていますか。

3. 飲料水・資料の汚染による侵入防止

- ★新鮮な水道水を使っていますか。（貯留したままにすると塩素濃度が低下します。）
- ★水道水以外を使用する際には、取りが飲むときに遊離塩素濃度が0.1ppm以上含まれるように調整を行い、濃度は定期的に確認していますか。
- ★資料タンク付近にこぼれ餌がないよう、常に清潔を保っていますか。
- ★倉庫等は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止及びネズミの駆除を徹底していますか。

4. 鶏舎内外の整理・整頓・清掃

- ★鶏舎内外の整理・整頓・清掃や鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱等の撤去により、ネズミや野鳥の繁殖場所をなくしていますか。

5. 鶏の健康管理及び取扱い

- ★不健康な鶏は、病気に感染しやすくなります。
健康な鶏を飼養するため、健康な鶏の導入や死亡鶏の適切な処理を行っていますか。
- ★鶏舎内の環境整備（適正な飼養羽数と良い換気）や鶏への適正な飼料の給与など、一般的な飼養管理の向上に心がけていますか。

6. 鶏糞の処理

- ★鶏糞は農場内で適切な水分管理をして十分に発酵させていますか。（中心温度70℃以上）
- ★やむを得ず、農場外に持ち出す場合は、鶏糞から他の農場への病原体の拡散に注意していますか。

CSF・ASFの侵入防止対策を徹底しましょう!

2018年9月、日本において26年振りにCSFが発生しました。近隣国では、CSF及びASFの発生が継続しており、侵入リスクが高い状況が続いています。

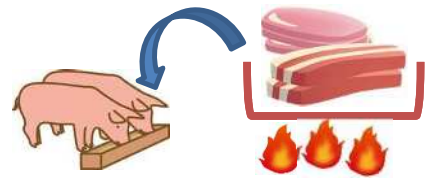
衛生管理を徹底しましょう!



関係者以外の農場
への立入を禁止



農場(畜舎)に出入りする
際には、消毒を実施



飼料に生肉を含む又は含む
可能性がある場合は、
十分に加熱処理

CSF

2018年9月以降
日本で発生

特徴的な症状が無く、気がつきにくい疾病です!

発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等
異状を発見したら直ちに通報しましょう!



耳翼の紫斑



元気がない



結膜炎

写真出典: 岐阜県

重症例は後躯麻痺・運動失調・四肢の激しい痙縮などの神経症状、皮下出血による紫斑(耳翼、尾、腹部、内股部)を呈し死亡。

ASF

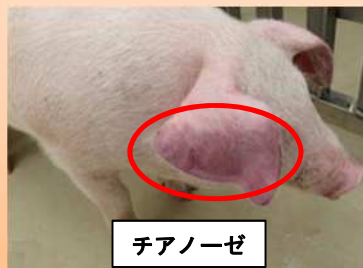
2018年8月以降
中国で発生継続

病状は多岐に渡り、甚急性では突然死亡、
急性では発熱が見られます。

異状を発見したら直ちに通報しましょう!



死亡



チアノーゼ

病状は多岐に渡り、甚急性、急性、亜急性、慢性の症状を示す。甚急性では突然死亡、急性では発熱(40~42℃)、皮下出血、脾臓の腫大、粘血便、チアノーゼ等を呈し、死亡率は100%に近い。

写真出典: 国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

詳細情報はこちら(農林水産省HP)

CSFについて:



ASFについて:



県内の空港等における海外からのアフリカ豚熱・口蹄疫等の侵入防止対策

アフリカ豚熱等の防疫対策では、第一に、発生地域からのウイルスの侵入を防止することが重要であり、第二に、万が一発生した場合には、その被害を最小限に食い止めるため、初動防疫を迅速に実施することが基本となります。

佐賀県では、韓国や中国などのアジア地域でアフリカ豚熱や口蹄疫の発生が続いていることから、県内へのウイルスの侵入を防ぐため、次の対策を実施しています。

九州佐賀国際空港国際線ターミナルへ開港に伴う対応について

国際線ターミナル開港に伴い、国と県が連携して旅客の靴底やキャリーバッグの消毒を実施するため、2カ所に消毒マットを設置しています。

また、リーフレットによる乗客への注意喚起を実施しています。

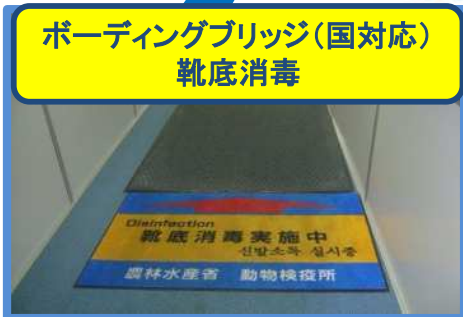
国内線ターミナル

2F

国際線ターミナル



ボーディングブリッジ(国対応)
靴底消毒



国内線ターミナル

1F

国際線ターミナル



国際線ターミナル出口(県対応)
靴底・キャリーバッグの消毒



* 令和6年3月より国内線を含むすべてのターミナル出入口に消毒マットの設置をしています

伊万里港等へのアフリカ豚熱等の発生国からの貨物船到着時の対応について

伊万里港や唐津港へ発生国から入港した貨物船乗組員に対し、下船時に、靴底の消毒を実施するため、タラップの下りたところに消毒マットを設置しています。



大切な家畜を 口蹄疫から守るために

毎日の備えと見つけた時の行動の手引き

口蹄疫の発生予防・早期発見のために、
次のポイントに気をつけましょう

- ポイント1** 農場に出入りする車や持ち込む器具などは、農場内に入る時も出る時も必ず消毒しましょう。
- ポイント2** 関係者以外は農場へ立ち入らせないようにしましょう。
- ポイント3** 家畜の健康観察は毎日丁寧に行いましょう。
- ポイント4** 『食欲がない』、『動きがおかしい』など、いつもと違う状態がみられた場合には、かかりつけの獣医に相談しましょう。

口蹄疫の症状 (写真提供：宮崎県)

牛

症状のポイント

- 発熱がある
- 食欲が減退している（乳用牛については、乳量の減少）
- 多量のよだれ
- 口内、蹄部、鼻など皮膚の柔らかい部位の水ぶくれ
- 足を引きずる
- 口内や舌のまわりがただれている
- 複数の家畜にこのような症状がみられる



口内の水ぶくれ（初期の症状）



多量のよだれ



口内の水ぶくれ

更に詳しい口蹄疫の情報は、

動物衛生研究部門のホームページ

でもご確認いただけます。



動物衛生研究部門

検索

<http://riah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/index.html>

口蹄疫の症状 (写真提供：宮崎県)



症状のポイント

- 発熱がある
- 食欲が減退している
- 口内、蹄部、鼻など皮膚の柔らかい部位の水ぶくれ
- 足を引きずる
- 口内や舌のまわりがただれている
- 複数の家畜にこのような症状がみられる



鼻の水ぶくれ



蹄部の水ぶくれの破れ



蹄部の水ぶくれ

更に詳しい口蹄疫の情報は、

動物衛生研究部門のホームページ

でもご確認いただけます。



動物衛生研究部門

検索

<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/index.html>

口蹄疫を疑う症状を見つけた時は、

すぐにかかりつけの**獣医**に連絡し、併せて、
最寄りの**家畜保健衛生所**にも連絡してください。

- かかりつけの獣医に連絡 家畜保健衛生所に連絡

連絡後は家畜保健衛生所の指示に従ってください。

(診療した獣医を含め、農場にいる関係者は、その農場から動かないください。)

確実な検査結果が出るまでは、

- 口蹄疫を疑う症状が見られたら、すべての動物を畜舎から動かさないでください。
- 飼養場所の排水口は、適切な消毒を実施するまで閉鎖してください。
- 農場への人や物の出入を制限してください。
- 農場の入口を1箇所限定し、入口に消毒装置を、畜舎入口には踏込み消毒槽を設置し、消毒の徹底を行ってください。(*)
- 口蹄疫を疑う症状が現れた家畜の乳・糞・敷料などは、他の家畜や人、物と接触しないように覆いをするなどの措置をとってください。
- 急病などのやむを得ない場合以外は外出しないでください。

(*) 消毒薬の作成方法は裏面をご覧ください。

農場外へ出る時（家族を含む）

- 靴や衣服を替える 車両や身に着けているものを消毒 薬用石鹸で手を洗う
- 他の畜産関係者との接触は避ける 他の農場には立ち入らない

口蹄疫ウイルスに対して効果がある市販の消毒薬

分類	製剤名	効果が認められた 最高希釈倍数
ヨウ素系消毒薬	クリンナップA	400
	動物用イソジン	1
	ファインホール	400
	ポリアップ16	2,000
	リンドレス	1,000
塩素系消毒薬	アンテックピルコンS	2,000
	クレンテ	2,000
	スミクロール	1,000
アルデヒド系消毒薬	グルタクリーン	800
その他	クリアキル-100 (0.1%NaOH 添加)	2,000
	アリバンド	400

【参考】10Lの消毒液を作成する場合の希釈方法・・・・・・・・

希釈倍数	水道水	消毒薬	備考
400倍	10L	25ml	消毒薬のキャップは 約6~8ml入りますので、 計量時の目安にしてください。
800倍	10L	12.5ml	
1,000倍	10L	10ml	
2,000倍	10L	5ml	

- ・消毒薬の希釈は、必要量にあわせて行ってください。
- ・最高希釈倍率については、使用目的にあわせ添付の取扱説明書の濃度を参考にしてください。

お問い合わせ・相談窓口

- 病気の発生に関する電話相談・問い合わせ（土・日・祝日を含む24時間対応）
中部家畜保健衛生所 TEL 0952-31-2211
北部家畜保健衛生所 TEL 0955-82-3841
西部家畜保健衛生所 TEL 0954-22-3185
- 口蹄疫対策全般に関する相談・問い合わせ（月～金曜日 9:00～17:00）（祝日除く）
佐賀県農林水産部 畜産課 TEL: 0952-25-7122 FAX: 0952-25-7309

佐賀県ホームページ・・・・・・・・  

農林水産省ホームページ・・・・・・・・  

口蹄疫に関する情報を『防災ネットあんあん』で配信中です

『防災ネットあんあん』は、携帯電話にメールで防災・安全・安心情報を配信しています。口蹄疫の情報を、最も早く正確に「緊急情報」でお知らせしていますのでご登録ください。

右記QRコードからアクセスし、「緊急情報」を選択してください。
詳しくは、県ホームページをご覧ください。



家畜衛生だより

福岡県においてランピースキン病が発生しました

発生状況

11月6日（水曜日）福岡県の乳用牛農場でランピースキン病が発生しました。

* 届出伝染病のため発症牛の隔離と生乳の出荷自粛を実施

ランピースキン病とは

原因：ランピースキン病ウイルス

症状：**皮膚の結節や水腫**、発熱、鼻汁、泌乳量の低下など様々

泌乳ピーク時の乳牛や子牛で症状が重く、死亡率は1～5%

感染経路：**蚊、ハエ、ダニなどによる感染**

汚染された飼料・水・器具を介して感染



農家の皆様へお願い

- ・ 毎日（特に**出荷前**）の牛の健康観察の徹底
- ・ 殺虫剤散布などによる吸血昆虫対策の実施
- ・ 清掃と消毒の実施
- ・ 注射針や直検手袋の1頭ずつの交換 をお願いします!!

ランピースキン病を疑う症状の牛がいる場合、群から隔離し、かかりつけ獣医師もしくは管轄の家畜保健衛生所までご連絡をお願いします

佐賀県中部家畜保健衛生所 TEL:0952-31-2211

佐賀県北部家畜保健衛生所 TEL:0955-82-3841

佐賀県西部家畜保健衛生所 TEL:0954-22-3185

畜産関係機関・団体連絡先

畜産関係機関・団体連絡先

機 関 ・ 団 体 名	電 話 番 号	FAX 番 号	備 考
農林水産省畜産局総務課	03-6744-0562	03-6744-0561	
企画課	03-3502-5979	03-3502-0873	
畜産振興課	03-6744-2524	03-3593-7233	
飼料課	03-6744-7192	03-3580-0078	
牛乳乳製品課	03-3502-5987	03-3506-9578	
食肉鶏卵課	03-3502-5989	03-3503-2738	
競馬監督課	03-3502-5995	03-3502-3384	
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課	03-6744-2103	03-3502-8275	
消費・安全局動物衛生課	03-3502-5994	03-3502-3385	
九州農政局生産部畜産課	096-300-6278	096-211-9745	
農畜産業振興機構企画調整部	03-3583-9803	03-3582-3397	
畜産経営対策部	03-3583-8490	03-3589-8729	
畜産振興部	03-3583-4334	03-3583-8714	
(公社)中央畜産会	03-6206-0840	03-5289-0890	
(一財)畜産環境整備機構	03-3459-6300	03-3459-6315	
(公財)畜産近代化リース協会	03-3584-0883	03-3584-0758	
(一社)日本養鶏協会	03-3297-5515	03-3297-5519	
(一社)日本養豚協会	03-3370-5473	03-3370-7937	
日本政策金融公庫佐賀支店	0952-27-4120	0952-27-4125	
佐賀県農林水産部畜産課	0952-25-7121	0952-25-7309	
生産者支援課	0952-25-7112	0952-25-7271	
佐城農業振興センター	0952-45-8888	0952-45-8880	
(北部振興担当)	0952-56-2311	0952-56-2846	
三神農業振興センター	0952-52-1231	0952-52-1478	
東松浦農業振興センター	0955-73-1121	0955-75-0578	
西松浦農業振興センター	0955-23-5128	0955-23-5138	
杵島農業振興センター	0952-84-3625	0952-84-6425	
藤津農業振興センター	0954-62-5221	0954-62-5161	
農業技術防除センター	0952-45-5297	0952-45-5085	
上場営農センター	0955-82-1930	0955-51-1023	
畜産試験場	0954-45-2030	0954-20-7000	
中部家畜保健衛生所	0952-31-2211	0952-34-1046	
北部家畜保健衛生所	0955-82-3841	0955-51-1024	
西部家畜保健衛生所	0954-22-3185	0954-20-1013	
佐賀市農林水産部農業振興課	0952-40-7115	0952-40-7391	
諸富支所総務・地域振興グループ	0952-47-4905	0952-47-5736	
川副支所総務・地域振興グループ	0952-45-8912	0952-45-4642	
東与賀支所総務・地域振興グループ	0952-45-1022	0952-45-8023	
久保田支所総務・地域振興グループ	0952-68-2111	0952-68-2084	
大和支所総務・地域振興グループ	0952-62-1112	0952-62-2660	
富士支所総務・地域振興グループ	0952-58-2112	0952-58-2119	
三瀬支所総務・地域振興グループ	0952-56-2111	0952-56-2912	
唐津市農林水産部農政課	0955-72-9128	0955-72-9241	
浜玉市民センター産業・教育課	0955-53-7105	0955-70-5819	
厳木市民センター産業・教育課	0955-53-7115	0955-63-3120	
相知市民センター産業・教育課	0955-53-7125	0955-62-2573	
北波多市民センター産業・教育課	0955-53-7135	0955-64-3125	
肥前市民センター産業・教育課	0955-53-7145	0955-54-2521	
鎮西市民センター産業・教育課	0955-53-7155	0955-82-5337	
呼子市民センター産業・教育課	0955-53-7165	0955-82-4064	
七山市民センター産業・教育課	0955-53-7175	0955-58-2071	

機 関 ・ 団 体 名	電 話 番 号	FAX 番 号	備 考
鳥栖市経済部農林課	0942-85-3563	0942-83-3095	
多久市農林課	0952-75-4825	0952-75-2518	
伊万里市建設農林水産部農業振興課	0955-23-2557	0955-23-2474	
武雄市営業部農林課	0954-23-9335	0954-23-3816	
鹿島市産業部農林水産課	0954-63-3413	0954-63-2313	
小城市産業部農林水産課	0952-37-6125	0952-37-6166	
嬉野市産業振興部農業政策課	0954-66-9119	0954-66-3119	
神埼市産業建設部農政水産課	0952-37-0117	0952-52-6549	
吉野ヶ里町農林課	0952-37-0347	0952-53-1106	
基山町産業振興課	0942-92-7945	0942-92-0741	
上峰町産業課	0952-52-7415	0952-52-4935	
みやき町事業部農林課	0942-96-5534	0942-96-5530	
玄海町農林水産課	0955-52-2199	0955-52-3041	
有田町農林課	0955-46-5616	0955-46-2100	
大町町農林建設課	0952-82-3151	0952-82-3117	
江北町地域振興課	0952-86-5615	0952-86-2130	
白石町農業振興課	0952-84-7121	0952-84-6611	
太良町農林水産課	0954-67-0315	0954-67-2425	
(公社)佐賀県畜産協会	0952-24-7121	0952-25-0863	
(一社)佐賀県畜産公社	0952-76-3111	0952-76-4125	
(公社)佐賀県獣医師会	0952-37-3810	0952-37-3825	
佐賀県競馬組合	0942-83-4537	0942-83-8466	
佐賀県農業協同組合中央会	0952-25-5115	0952-25-5130	
佐賀県信用農業協同組合連合会	0952-25-5158	0952-22-4297	
全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部	0952-25-5251	0952-22-7579	
佐賀県農業信用基金協会	0952-25-5301	0952-29-5708	
佐賀県農業協同組合畜産部畜産管理企画課	0952-75-2955	0952-20-0339	
飼料課	0952-75-2939	0952-20-1009	
畜産販売課	0952-75-2911	0952-20-1009	
畜産指導課	0952-20-2929	0952-74-3623	
酪農課	0952-71-9644	0952-75-2296	
畜産センター	0952-75-4161	0952-74-3623	
唐津農業協同組合畜産部	0955-82-2215	0955-82-2225	
伊万里市農業協同組合営農畜産部	0955-23-5561	0955-23-5559	
佐賀市中央農業協同組合	0952-23-8555	0952-25-3033	
佐賀県開拓畜産事業協同組合	0954-68-0467	0954-68-0477	
(一社)佐賀県農業会議	0952-20-1810	0952-20-1818	
(公社)全国和牛登録協会佐賀県支部	0952-75-4163	0952-75-7676	
佐賀県牛乳普及協会	0952-71-9644	0952-75-2296	(佐賀県農業協同組合酪農課内)
佐賀県養豚協会	0952-24-7121	0952-25-0863	(佐賀県畜産協会内)
佐賀県草地飼料協会	0952-25-7121	0952-25-7309	(県畜産課内)
(一社)佐賀県配合飼料価格安定基金協会	0952-29-7610	0952-29-7613	
佐賀県農業共済組合	0952-31-4171	0952-30-7387	
佐賀支所	0952-45-0133	0952-45-6862	
三神支所	0952-52-2964	0952-52-2997	
小城多久支所	0952-66-0256	0952-66-3593	
東松浦支所	0955-78-1877	0955-78-0858	
伊万里有田支所	0955-23-2045	0955-23-6264	
杵島支所	0952-84-6411	0952-84-6413	
鹿島藤津支所	0954-62-2739	0954-62-2497	



さが畜産GO×2プロジェクト

活力ある持続的な、
未来の畜産業をデザインする。

県と農業団体等が一体となって課題解決に取り組み、
さが畜産のロールモデルとなる
畜産農家と産地の創出を目指すプロジェクトです。